

第53回 佐用町議会〔定例〕会議録（第4日）

平成24年12月18日（火曜日）

出席議員 (17名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	岡 本 義 次	4番	敏 森 正 勝
	5番	金 谷 英 志		
	7番	井 上 洋 文	8番	笹 田 鈴 香
	9番	高 木 照 雄	10番	山 本 幹 雄
	11番	大 下 吉 三 郎	12番	岡 本 安 夫
	13番	矢 内 作 夫	14番	石 黒 永 剛
	15番	山 田 弘 治	16番	鍋 島 裕 文
	17番	平 岡 き ぬ ゑ	18番	西 岡 正
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	船 曳 覚	書 記	尾 崎 基 彦
	書 記	高 橋 真 弓		
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	坪 内 頼 男
	教 育 長	勝 山 剛	総 務 課 長	鎌 井 千 秋
	企画防災課長	平 井 隆 樹	税 務 課 長	橋 本 公 六
	住 民 課 長	梶 生 隆 弘	健康福祉課長	森 下 守
	農林振興課長	茅 原 武	商工観光課長	横 山 芳 己
	建 設 課 長	上 野 耕 作	上下水道課長	小 林 裕 和
	生涯学習課長	和 田 進	天文台公園参事	安 本 泰 二
	上月支所長	岩 本 弘 美	南光支所長	上 谷 和 之
	三日月支所長	塚 崎 康 則	会 計 課 長	前 澤 敏 美
	消 防 長	敏 蔭 将 弘	教 育 課 長	坂 本 博 美
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

日程第1. 一般質問

午前10時00分 開議

議長（西岡 正君） 皆さん、おはようございます。

昨日に引き続き早朝よりお揃いでご出席を賜り、誠にご苦労様でございます。

本日は、4名の方の一般質問を、議員の質問、ございます。町長、教育長におかれましては、答弁のほどをよろしくお願いいたします。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。直ちに日程に入ります。

日程第1. 一般質問

議長（西岡 正君） 日程第1は、昨日に引き続き一般質問及び答弁を行います。

通告に基づき順次議長より指名をいたします。

まず初めに、17番、平岡きぬゑ君の発言を許可いたします。はい、平岡君。

〔17番 平岡きぬゑ君 登壇〕

17番（平岡きぬゑ君） おはようございます。17番議席、日本共産党の平岡きぬゑです。

私は、一つに、小・中学校、保育園の統廃合は、住民の声を活かすことが一番だ。そして、二つ目として、出産に関わる子育て支援について、この二つの、2項目の質問を行います。

この場からは、1項目めの、小・中学校、保育園の統廃合は、住民の声を活かすことが一番だと、質問項目として行います。

学校・保育園の統廃合について、日本共産党町議団が10月から行っている町民アンケートでは、町教育委員会の適正化計画について、あまり知らない。もっと町民に説明すべきとの声が強く聞かれます。また、佐用町が合併し、6年が経過しましたが、合併するまでは、今までと変わらないサービス・行政と説明しながら、今、不便さを感じますとの声も寄せられております。

そこで、一つとして、学校・園の統廃合は、住民の声が十分活かされる住民合意が基本です。町民への説明は、昨年全体の説明会を実施しただけで、その後、関係者での話し合いが進められております。統合ありきの説明ではなく、住民の声が活かされる丁寧な対応が必要だと考えます。住民からアンケートで寄せられた、もっと説明すべきとの声に、どう対応されるのか、その見解をお伺いいたします。学校統廃合問題は、住民自治活動やまちづくりに関わる大問題でもありますので町長の答弁を求めます。

二つ目に、三土中学校は、宍粟市と佐用町の組合立で管理運営されております。11月の議員協議会で、宍粟市から三土中学校事務組合を解散したいとの事務連絡があったとの報告が行われましたが、三土中学校に通う三河小学校の卒業生は、今後、どうなるのでしょうか。行政からのおしつけではなく、三河校区・土万校区の住民と保護者の意見を尊重すべきではないでしょうか。町の計画・関係者への説明・住民合意をどのように諮られていくのかを伺いいたします。

3点目として、南光地域の保育園の統廃合について伺います。3保育園を一つの保育園に統合する計画が示されておりますが、ゼロ才児など低年齢の子どもの送迎など、親の負担が大きくなるなど不安の声が聞こえてきます。地域の子どもの状況をどのように把握されているのか、その実態を、まず、伺います。また、町の計画では、中安保育園に統合するという計画ですが、その理由は何なのか。そして住民合意は諮られているのか伺います。

以上、この場からの質問といたします。よろしくご回答お願いします。

議長（西岡 正君） 教育長のほうから答弁。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。はい、お願いします。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

本日も4名の議員の方からの一般質問の通告をお受けいたしております。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

それでは、まず、平岡議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず一つ目の、統廃合は、住民の声が活かされる住民合意が基本であり、もっと説明すべきとの声に、どう対応するのかというご質問でございますが、今、佐用町と教育委員会が進めております学校・保育園規模適正化推進計画に基づき、懇談会等において統廃合の合意形成を図っていくことにつきましては、本年の9月の第52回佐用町定例議会におきまして、笹田議員から学校統廃合は住民合意でという質問の中で、住民の皆様の声が十分反映されるよう、懇談会等の委員の選出については自治会・地域づくり協議会・PTA・保護者会等の各団体に委員の選出をお願いをしております。その中で、住民説明会・意見交換会等が出された疑問や心配事をまとめた基本的な課題等を、住民の皆さんが主体となって、一つ一つ大変熱心に協議・検討され、ご議論をいただいているところでございますし、そうした中で、それぞれの団体等で意見等を吸い上げる必要がある事項については、持ち帰り相談等をされ、意思疎通が図られていると、お答えをさせていただいたところでございます。

また、懇談会等において、各団体等から要請があれば、それぞれの課題等に対して、出向いて説明を申し上げる旨をお伝えをしておりますけれども、中には自分達だけで議論をしたいという地域もございますが、こうして多くの皆様の協議、議論の中で合意形成が図られていくものというふうにご考えております。

当然、学校規模適正化が、過疎化や地域力の低下などを一層深刻化させるとの危惧を持つ声があることは十分に認識をいたしておりますので、本議会の笹田議員の一般質問にもお答えしましたように、協働のまちづくりの観点から、地域づくり協議会等と行政と一体となって、そうした課題解決に向け取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、二つ目の、三土中学校は組合立で管理運営をされている。三河校区・土万校区の住民と保護者の意見を尊重すべきではないかとの趣旨のご質問でございますが、議員ご指摘のように、三土中学校は佐用町と宍粟市の組合立でございますので、組合の教育委員会・議会が設置されており、一市町の行政が決定できるものではありませんし、また、それぞ

れの市町が他市町の学校等の適正化計画を左右できるものではないことは、ご説明を申し上げるまでもないところでございますが、そうした中で、三土中学校の現状を申し上げますと、平成 10 年度に 116 名であった生徒数が、平成 15 年度には 81 名、今年度は 41 名、三河地区から 27 名、土万から 14 名と激減をしている状況でございます。

宍粟市におかれましては、小学校等の規模適正化に取り組まれているところでございますが、平成 26 年度には土万小学校が完全複式になることが見込まれており、その対応に大変苦慮をされております。

このような現状であることから、平成 23 年 5 月 13 日から宍粟市と事務協議等を重ねているところでありますが、その内容等につきましては、その都度、規模適正化三河小学校区委員会等にご報告をし、先日は、三河地区の自治会長・小中 P T A 保護者等の皆さんに三土中学校の現状等を説明し、ご意見を頂戴したところでございます。

今後は、まず第 1 回目として、組合の教育委員会が、佐用町教育委員会も同席する中で、三土中学校 P T A 保護者に対する説明をする予定でございます。また、三河地区の住民の皆様には、他市、これは宍粟市の計画等に配慮しながら、佐用町として三土中学校の現状等を踏まえ、三河地区の生徒について、皆さんと今後のあり方について協議をし、それら課題解決に向け取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願いをいたします。

最後に、三つ目の、南光地域の保育園の統廃合について、3 保育園を 1 園に統合する計画が示されているが、ゼロ歳児など低年齢の子どもの送迎など親の負担が大きくなるなどの不安の声があり、地域や子どもの状況をどのように把握しているのか実態を問う。また、中安保育園に統合する計画を示しているが、その理由はなにか。住民合意が諮られているか問うということについてのご質問でございますが、現在、規模適正化について、中安地域と徳久地域は懇談会、三河地域は委員会において、それぞれ 10 項目の課題について協議・検討をされております。通園につきましては、保護者による送迎が原則でございますが、統合後は通園時間・距離が長くなることから、町の考え方を示し、委員の皆さんからの意見や要望をお聞きしながら、通園バスなどの対応についても今後どのようにしていくのか協議・検討をして参ります。

また、新園は、既存の保育園を活用し新保育園として開園することを基本に、環境面、敷地、安全性等総合的に判断し、現在の中安保育園を利用して開園する考え方を提示しており、今、正に、懇談会・委員会で協議検討中でございます。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

[平岡君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17 番（平岡きぬゑ君） 地域の核としての役割から見て、学校がなくなったら地域がなくなると言われているぐらい、学校は、地域にとって大切なものです。そこで、教育的な面からお伺いしますが、学校があれば、その一つとして、住民が地域に留まって集まれますし、地元校のつながりで、地域のコミュニティなどもつむぎ出すことができます。そういったことや、それから、教職員とか生徒というのは、その地域の文化の優れた担い手でもあります。三河地域については、子ども歌舞伎などが、その代表的なものではないかと思うんですが、そういった点。それから、地域に学校などがあるために、地域の商店、給食であるとか、あるいは修繕などの工事の発注など、地域の経済にとっても貴重な存在です。ですから、そういう点については、どうなのか。

それから、昨今、特に災害が多くありますけれど、学校というのは、地域の、その避難所としての役割も重大なものがあります。こういった地域の核としてのね、役割から見て、今の統合について、住民合意というのは、その様々な係わりを持っておられる皆さんが、それぞれの立場から、今、私は、いくつか申し上げましたけれど、そういった点について、十分に議論をした上で合意をしていく、私たちが言う住民合意が欠かせないというのは、そういう点が、十分に図られているのか。この点について、まず、伺いたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まず、結論としてですね、住民合意が図られているのかという、のご質問ですけれども、当然、今の状況を見ていただいてですね、住民合意を図るために、いろいろと皆さんが苦勞してですね、協議を行っていただく。委員会、懇談会での議論をしていただいている最中です。だから、その質問自体が、私は、ちょっと理解ができません。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

17番（平岡きぬゑ君） 小中学校のね、統廃合について、文部科学省が、各都道府県委員長宛に出された文書が出ていますけれど、そこでは、その統廃合の方向について、統廃合については、規模も含めて、小規模校には、教職員と児童生徒の人間的なふれあいや個別指導の面で、小規模校としての教育上の利点も考えられるので、総合的に判断をして、存続するね、ほうが好ましい場合もあることも留意しなさいということなどが指摘されておりますし、通学距離とか通学時間の問題も検討せよということで書かれているんです。こういった点については、教育委員会としては、今回の統合計画について、住民の合意を得る上で、具体的な、その説明の中では、こういった国の通達なども活かした説明が行われておりますか。ちょっと、お聞きします。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長、答弁願います。

教育長（勝山 剛君） 先ほど言われた小規模の学校の良さ、これもしっかりと教育委員会としては認識しております。で、文科省が示しておることも分かっております。

以前、統廃合の方向をですね、国のほうも示したようですけれども、非常に、それぞれ難しいということで、現在、複式学級も国として認めておると。そういう実態もあったということも認識しております。

その上に立って、ここ10年、20年の佐用町の現状を見て、本当にこれで、将来、子ども達の教育を育んでいく環境として、学校環境として、いいのかどうか。これを、ここ数年、考えて、ご提案させていただいたわけです。

先ほど、また、昨日もまた、9月議会もずっと、統廃合のご質問いただいておりますけれども、じゃあ、このままでいいのか。

やっぱり、そこには、マイナス面も、私は見えると。そのように、捉えているところです。以上です。

[平岡君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

17番（平岡きぬゑ君） 後、学校の統廃合の関係では、その規模の関係でね、示されているのに、一つの基準として、小学校の位置というのは、それを中心とする半径4キロ圏内の円。それから、中学校については、そういう、それとね、概ね小学校は、12学級ないし18学級を基準とする。それから、距離。小学校児童にあっては、4キロ、中学校生徒にあっては、6キロを最高限度とすることが適切と考えられるというふうな基準が示されているんですが、その基準からいくと、教育委員会が、今、示されている距離的な問題は、どんなふうな実態にありますか。お伺いします。

[教育長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 通学距離4キロというのは、これは、いろんな通学方法があります。徒歩、自転車、バス。私は、4キロというのは、歩いての距離だと認識しております。

例えば、テクノにあります附属、これは、県は片道2時間と、そういう方向を出しました。これは凄いなど。私も、それには同調できませんでした。片道2時間掛けて学校へ行かすことは、これは到底無理があるだろうということです。

ですから、佐用町の場合は、少なくとも、40分、45分、そういうことを基準にして、できるだけ子ども達に負担のかからない、そういうことで、それぞれの4地域に小学校は1校が望ましいだろうと、そういう考え方で、提案をさせていただいているところです。

それから、今、12学級と申されましたけれども、12学級を基準にすれば、4校、もっと少なくなります。人数から言えば、今、830、840人ですので、小学生はね。中学生は400人ちょっとですから、中学校1校、小学校2校ぐらいで、私は、十分じゃないかなと。クラス数でいけばですよ。しかし、それは、先ほども言いましたように、子ども達に、また、親にも、相当な負担が掛かるだろうと、そういうことから、地域の将来の、地域の発展、充実、そういうことも含めてですね、小学校については、地域に1校は、当然、必要であると、そういう観点に立ったご提案でございます。

[平岡君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

17番（平岡きぬゑ君） 先ほど、具体的に、学級数については、佐用町の場合、その規模からすると、説明があった通りです。テクノの関係も時間にすると、県の基準は、片道2時間を示しているのだから、それ、とんでもないというご回答でしたから、それはいいんですが、小学校4キロ、徒歩にして4キロ。中学校6キロという、その基準が示されているという

ことを、適正化規模についての基本的なことがあるんですけど、教育審議会の答申の中に示されているんですが、そういったものについては、その、今回の計画の中では、具体的に4キロ、徒歩で4キロ以内、中学校も6キロ以内ということになると、現在の学校そのものが統合するというにはなり得ないような距離にならないんですか。ちょっと、その点を、もう1回聞きたいです。

[教育長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 例えばですね、昔の話しますけれども、平岡議員がお住まいの三河校区ですけども、丁度、西下野から4キロほどあるんですよ。そのまだ、南の漆野からだったら、5キロないし6キロですよ。徒歩で行ってありました。で、今、バスになっておりますけれども、あれは、道路環境が悪くなくて、危険であると。自動車量がね、多くなって。そして、スクールバスの、全ての子どもたちが乗るようになったわけですよ。で、高学年は、ずっと歩いて行きよったわけです。低学年だけスクールバスで行っておったんですね。そういう状況の中で、通学の方法を変更してきた経緯があるわけです。

以前、利神小学校以前の石井小学校なんかもそうですよね。当時、道幅が狭い。歩道がない。で、歩道がないから危険だから、バスに乗りだした。しかし、歩道ができてバスですよ。これは、子ども達が少なくなった。いろんな、不審者やとか危険が存在すると。民家が途切れておる。こういう状況の中で、それぞれ工夫して、地域と協議しながら、子ども達の現状を見ながらやってきたわけです。

ですから、今回、通学距離とか、そういうことについてはですね、今、地域とも十分こう、話を進めながら、町としても、子ども達が、できるだけ負担が掛からないように、考えていこうと、そういう姿勢で、今、懇談会、委員会を持っていただいております。以上です。

[平岡君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

17番（平岡きぬゑ君） その懇談会の協議の内容の情報公開について尋ねたいんですけど、特に、三土中学校は、宍粟市と組合立ですので、その宍粟市さんの懇談会、小学校の統合の関係の話し合いがどのようにされているのか。こういったことについては、宍粟市として、ちゃんと情報公開、インターネットで公開されておりますが、佐用町の場合は、その協議内容について、議会での資料配布はありましたけれど、住民に対する公開はどのようになっていますか。

[教育長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 私は、基本的に、三土中学校は、事務組合の設置ですので、三土中学校事務組合教育委員会が情報提供するのが正しいと、そのように認識しております。

しかしながら、今回は、まだ、そこまでいっていませんので、宍粟市との協議の中で、

三河小学校区の適正化委員会の中で、今、こういう状況ですよということを、その場で、情報提供をさせていただきました。

私の個人的な考え方は、事務組合の教育委員会、議会があるのに、先さき、先さき、こういう情報が入ったからといってすること自体、これは、おかしいと。このように考えているところです。

[平岡君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

17 番（平岡きぬゑ君） 組合議会、中学校の組合議会は、そのとおりなんですけれど、各、佐用町、それから宍粟市では、小学校の懇談会開かれていますよね。その懇談会を住民に対してね、公開について、どうなっているのかということを知っているんで、その宍粟市の場合は小学校ね、土万、菅野の懇談会、小学校の統合の問題について、その協議している内容について、会議録を公開しているんですね。佐用の場合は、ちょっと探したんだけど、どこにも、私が、よう見つけなかったのかどうかというのものもあるんですが、公開状況がどうなっていますか。

[教育長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 現在のところ、各懇談会、委員会の状況を記録しております。で、これは、インターネットには、まだ掲載しておりません。しかしながら、まとめたものを、次の懇談会、委員会で、ペーパーをもって、委員の方には、お渡ししております。ですから、一応、公開しておると。委員の方が、いろんな方に、それを配っていただいても、それは構いません。今のところは、そういう形でのみ公開をしているところです。

[平岡君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

17 番（平岡きぬゑ君） と言いますのも、先日、三土中学校の地域の方を対象にして、今後の方向性についてという会合が、12月3日に、日時で、三河のふれあいセンターで開かれています。その席上、参加された住民の方が、宍粟市のね、小学校。土万小学校、三土の組合立の相手の小学校ね、の関係について、ちゃんとインターネットでね、公開しているから皆さん、読まれて参加している人が、どれだけいるか分かりませんが、私は、読んできましたと。見て来ましたということで、その、その上に立って、意見を述べられていたので、私もこう、ちゃんと見ておかなければいけないなと思って、反省したんです。

で、そういうふうに、関係者だけが分かる。ドンドン、ペーパーで知らせていくのは自由にしてくださいと言われますけど、今の時代ね、どなたでも見れる状態の、インターネットで、ちゃんと会議録を公開しているわけです。相手はね。佐用じゃなくって宍粟市の場合はね。そういう実態がある中で、佐用町は、未だに、そのペーパーで、ねやっているんだと。誰でも見たらええんですいうて、そうではなくて、情報公開のあり方として、私

は、改めるべきではないかと思いますが、いかがですか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 今後、検討していきます。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

17 番（平岡きぬゑ君） 三土中学校の関係について、再度お尋ねするんですが、町の計画なり関係者の説明、こういう合意について、特に関係者から要望として出たのは、その、一緒に中学校に、土万の子ども達と学びで、子どもの間で、一番、年齢的にも感受性の強い、いろんなことを考える、そういう時期にあって、学校が、入学したは、後、卒業の時は、どうなるのか不安だというような、今、そういう状態に置かれている子どものことを一番に考えて、行政は対応して欲しいという強い意見が、地域の方向性を考えるという、その会合、12月3日の会合で出たかと思います。それが、私は、特徴だったかと思うんですけど、そうした子ども達のね、心の問題も含めて、今の、その進め方、かつて、そのアンケートの取り方も、佐用町全域で小学校区、中学校も含めて対象にした保護者のアンケート取られているんですけど、三河校区については、ちょっと扱いが変わってありました。そういった点からも、組合立の中学校の今後について、土万のほうでは、当初の予定よりも、更に前倒し、早めにする。つまり、もう来年度に具体的に話をして、次の27年度というようなことも説明会ではあったかに思うんですが、そういった点、もう一度改めて、その地域の方に説明された内容を、この場で明らかにしてください。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） 三土中学校の関係につきましてはですね、今、教育長もお答えしたように、組合立の議会も教育委員会もごぞいます。そこを中心に、今後、いこうということなんですけれども、事前にですね、事務担当者の協議は進めております。

で、できるだけ土万のほうで、そういう地域で情報を公開されていますので、佐用町といたしましても、正式には、三土中学校の教育委員会を中心に、今度、12月の26日、第1回目、答弁させていただきましたけれども、そこから、保護者への説明会に入るわけなんですけれども、それより早く、それぞれの、三河地域は、既に、小学校の委員会がごぞいます。そこで、状況として、今、協議されている内容は、今、先ほども言いましたけれども、激減している児童数に対して、宍粟市のほうから、そういう情報をいただいて、何とか、27年4月ということだったんですけども、それを前倒ししていきたいというようなことを情報が入っております。それは、できるだけ、地元の地域には、本来は、三土中学校の教育委員会が先導してやるべきなんですけれども、わかっている所の範囲は、それぞれの

地域で説明させていただいております。

で、今のところですね、今後の方向というのは、まさに、三土中学校の教育委員会が、今後、検討して出していくので、ここで先にですね、それで先々というわけには、報告するわけにはいかないと思うんです。

事務協議の中では、27年4月の予定だったのが、26年4月に持っていきたいという調整は、今、されております。

ただ、それでも、土万の地域の校区でですね、合意されているわけじゃございません。こういう方向でいきたいなということで事務協議を進めているという状況でございます。

[平岡君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

17番（平岡きぬゑ君） 三土中学校の、その、教育委員会の開催状況について、ちょっと、先ほどの教育委員会からの報告で、どのようになっているのかというのが、ちょっと見えてこなかったのでも聞きたいんですけど、土万小学校でも合意が、まだ、されていない。けれど、26年4月から三土は、閉校。どうなるんですか。そのところ、ちょっと、地域で、私も最初から行けたら良かったんですが、当局の説明の部分だけ聞けてなかったのでも、改めて、ここで聞きたいんです。

[教育長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 先ほど、課長が申しましたように、事務協議を進めておるところです。で、宍粟市から佐用町の教育委員会に対しまして、先ほど言った、26年の4月にしたいということで、地域に投げかけた。こういう表現でありました。ですから、佐用町も、そのことを認識してください。そういうことで、先般、三河校区の規模適正化委員会で、そういう旨をお知らせしたということでございます。

[平岡君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

17番（平岡きぬゑ君） で、教育委員会として、その開催は、どんなふうになるんですか。一番大事な、そのことについて、投げかけたただけですか。その後、教育委員会としては、どんな協議が進められていますか。

[教育課長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） 答弁でも申し上げましたけれども、この直近で言いますと、12月の26日、三土中学校の教育委員会が中心となって、われわれ佐用町の教育委員会も、同席しますけれども、そこで保護者に対する説明会をね、直近では予定しております。それは、

三土中学校の教育委員会が中心となって、保護者に対する正式な説明会ということです。これを皮切りに、今後、三土中学校の教育委員会を中心に、そういう地元説明とか、そういうことを計画されていくと思います。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

17 番（平岡きぬゑ君） まあ、議会の関係なんですけど、教育委員会も出席して、その三土組合議会が開かれておりますけれど、議会は、定例だと年に 1、2 回という、開会があまり頻繁ではありません。そういう点で、この問題について、その組合議会としての協議は、どんなふうに公開されているんですか。ちょっと、議員からもあんまり聞かないので、その点について、分かり辛いところがあります。今の状況でいいんですけど。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） 三土中学校のほう、細かな議会の動きは、われわれも分かりませんが、ただ、直近で言いますと、11 月に、そういう考え方を示す、教育委員会としてはね、前倒しで、26 年 4 月を目標に地元に向けていきたいという了解の説明を、11 月の議員連絡会。三土中学校事務組合の議会の議員連絡会で報告して承認をいただいたという状況は聞いております。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

17 番（平岡きぬゑ君） それですね、いろいろ、その協議をしていくんですけど、現在の三河小の生徒がね、通学する中学校については、その会合の中では、会合の中でもそうですし、中学校については、佐用町もその懇談会まで進んでませんよね。教育委員会として示されている計画では、まず、小学校の複式学級のところから、そこからずっと懇談会に入って行って協議していくという、そういう流れであったかと思います。

教育委員会の計画の中では、中学校については、まだ、先のことというふうな認識でいたんですけど、現実には、その組合立の学校の中学校がどうなるかとも、26 年からという、近々の課題の中では、具体的に、じゃあ、小学校、三河地域の生徒は、どのようになるのかというの、会場でも質問がありましたけれど、ちょっと、今の時点では、どうなんでしょう。まだ、言い切れないんですか。

中学校、どこの中学校に通うのかということです。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） これは、町長のほうからも、前にも連絡会の時に、説明していただ

いたと思うんですけれども、今回の、この三土中学校は、閉校になるわけですから、行けばね。そういう話は、本来、佐用町が進めている適正化計画とは、今回は切り離すということを、町長が説明したと思うんです。これは、切り離すというか、別の考え方でいくということですよ。

それで、当然、その中学校に関しては、ほかの校区、全校区ですら、その協議は、前へ入っておりません。だから、そこだけは、ただ、事情として、三土中学校は、宍粟市側の事情として、そういうことを聞いたんでね、激変している児童数の関係があるので、そういう提案を受けているということなんで、それは、別に切り離して、一連の適正化計画とは、別な段階で対応していきたいと思うんですけれども、後、その、小学校の、通う学校ですら、それは、今後、十分ですら、地元にも説明させていただいたんですけれども、地元の三河校区でね、そこで十分、話し合っていきたいと思っております。

[平岡君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

17 番（平岡きぬゑ君） 教育委員会が、今まで、その、学校のね、統廃合、適正化の問題については、住民に対して説明をして、そして住民の選出された代表の方によって懇談会をして、そして協議会をしてというふうな手順で、そのね、年数かけてやりますということが、通常のあり方というか、今、進められておりますよね。住民合意を取るためには、そうした説明が要り、住民の意見を十分聞いて、そして、結論、合意を取っていくんだと。この手順からいくと、どのようになりますか。三土中学校について。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） これは、宍粟市のほうからですら、問題が提起をされた中で、私が、議会でも、先ほど言ったように、一応、現在の状況を説明をさせていただいたと思うわけです。

それは、この三土中学というのは、行政間で、組合を設立しております。ですから、当然、まあ、学校についての運営は、教育委員会が、三土の中学教育委員会というものが設置されておりますけれどもね、組合の設置については、行政間で行っているものであります。

ですから、そういう意味で、先般、宍粟市の田路市長のほうからですら、宍粟の状況を説明したいと。協力をしてくださいということで連絡があつて、田路市長とお会いをして、で、田路市長からですら、以前から、宍粟市においても、小学校の規模適正化については、同じように取り組まれていたわけで、で、土万小学校についてですら、27年以降だというふうに、私はお聞きしていたんですけれども、これは、土万の父兄のほうから、できるだけ早くして欲しいという、逆に市のほうへの、そういう懇談会の中で要望があり、市としてもですら、26年度から土万小学校を菅野小学校との統合をしていく方向で、今後、検討したいんだと。そうすれば、当然、中学校においてもですら、今の三土中学校において、菅野小学校に通う生徒を、もう一度また、三土中学校にまた、行かせるということは、これは、父兄としても、これは理解できないと。ですから、もう、中学校においても、もう、土万小学校がなくなればですら、統合すれば、新しい、中学校のほうも、現在の東中学校

というのかな、

〔「山崎西」と呼ぶ者あり〕

町長（庵途典章君） 山崎西中学校のほうに通うことになればですね、この組合を解消したいと。それに合わせて解消をしたいという方向で検討したいという申し出があったわけです。

そういうことを受けて、そうなれば、じゃあ、佐用町してはどうするか。これはお互いに設立しているものですから、一方的にはできませんけども、片方の意向、状況がそうであれば、お互いに、これは協議をしなきゃいけない話です。

ですから、現在、佐用町で、いろいろと教育委員会として、計画を作り、今後のスケジュールを考えながら進めております規模適正化において、中学校は、まだ、今その、協議までに具体的に入っていない状況の中でね、そういう状況が新たに、ある意味では、生まれたわけですから、それは、それとして、どうするかということ、今、今後、考えていかなきゃいけないということです。

ですから、当然、その三土中学校を、もう、そのまま、三河地域の皆さんだけが、子ども達だけがね、通う中学校として残すのか。特に、今でも、もう 40 数人しかいない中で、もう 30 人切る中学校になります。だから、これは、組合が解消すれば、例えば、三土中学校を佐用町立として残すのか残さないかという問題も、当然あります。

それから、当面、佐用町全体の中学校の適正化の前にね、当然、それは、私が申し上げたのは、切り離して、この当分の間ですね、三土中学校の生徒については、どこの中学校に今後、段階的に統合していくか。こういうことを、これから話し合っていくということでもあります。

ですから、それは、期限としては、一方的にはできないですけども、土万の小学校のほうの統合ということが、宍粟市のスケジュールの中でね、もう 26 年ということが、宍粟市の中で、決定をされてくればですね、佐用町としても、期限的には、それに合わせたね、スケジュールの中で、これは結論を出していかなきゃいけない問題になりますから。今は、まだ、その段階で、そのために、今度、三土中の教育委員会が、その話を受けてですね、正式に、地域の皆さんにも、関係者の皆さんにね、26 日ですか、に、説明会を開くということでもありますから。それからの話であります。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

17 番（平岡きぬゑ君） 規模適正化に関しては、そのアンケートを、いろいろ、学校独自でやられているアンケートがありますけれど、その中の一つとして、三河校区の小学校の適正化に関するアンケートについて、関係者の方から、実態がこうでしたということで、ちょっと資料的にいただいているんですが、その中では、三河小学校については、その統合、できるだけ学校を維持して欲しいとか、統合に対して反対の意向が過半数以上を占める。人数的には、関係者少ない中ですけど、そういったアンケートが出ているんですが、そういった小学校の関係での、それぞれが取り組まれている、学校とか、そこらへんで取り組まれているアンケート結果については、教育委員会としては、どのような受け止めになっているんですか。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） それぞれの校区のアンケートですね、それは、三河だけじゃなくて利神も、上月の幕山のほうも、相当されています。それから、われわれの知らないところで、PTA会でやられている所もあると思うんですけども、それは、冒頭で、全体計画の説明の中で説明させていただいたんですけども、アンケート調査は、あくまで、調査結果を、数値的に、結果が出るんですけども、それは、検討材料の参考資料にさせていただきたいということで、その結果が出たから、それでいきますよということじゃなしに、それを基にして、こういう意見があるから、こういう議論をしましょうという、一つの参考材料にさせていただきたいということで、三河地域のアンケート資料もいただいております。だから、それを基に議論していただいたら、今後ね、地域で、その議論を提案していく一つの材料として、使わせていただきたいなということで、地域には、投げかけております。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

17番（平岡きぬゑ君） 項目の中で、保育所の関係についても1回目の答弁について、ちょっと、再度伺いたいことがありました。

既存の、その保育園3園を1園にしていく上で、既存の施設を活用すると。その基準としては、環境面、あるいは、安全面を考慮して中安になったということなんですけれど、では、その中安以外のとか、環境面であるとか、安全面で、問題があるのか。ほかでは、徳久では駄目なのか。三河では駄目なのか。そこらへんの、要件について、もう少し、中安にするということを町が考えられた、計画を示された、その要因を説明お願いします。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） 最初にお断りしたいのは、この計画は、全町で、一応、基本的に、全ての地域を検討しながら、この計画、適正化に取り組んでいるということで、そのためにですね、やはり、既存の施設、これまで整備してきた、それぞれたくさん施設があります。町としても、これは、財政的にもですね、そういう資源というものを、これまで整備してきたものを、有効に活用していくことは、これは、やはり町民の皆さんからも要望、の理解が得られるところだと思うんですね。

ですから、それを利用していくことになればですね、どうしても、それが全てね、どこからも満足できるものでないということは、あり得ると思います。位置的に考えてもですね、その場所というのは、今ある所ですから、それから動かすわけにはいきませんから。だから、そういう、今ある中の、資源の中で、どう評価をして判断をしていくかというのを、今、示しているわけですね。それで、理解が得られるかどうか、皆さんに同意していただけるかどうかというのは、これからの協議です。

ですから、南光地区にいたしますと、3園あって、中安であればですね、小学校の、今、

統合ということも、当然、片方では、議論に挙がっています。で、敷地的にも、この規模ですね、そういう面でも、周辺の設備においても、中安の小学校と保育園というのが、一緒に、今、立地しているわけですから、一番、そういう面では、いいんではないかということで、中安を提案をしているということでもあります。

ちなみに、徳久保育園。小学校においては、徳久を中心という、の小学校ということが、一つ、今、提案に挙がってますから、今の保育園だけで考えますと、非常にまあ、県道に即して、出入りも、交通の事故の危険性も、非常に、今まででも懸念をされている状況ですし、敷地的にも規模は狭い。

じゃあ、三河小学校はどうかと。三河においても、上り口から、全て、道路的にも、狭い。そういう点があって、中安ということが提案をされているのが、今の状況ですね。

[平岡君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

17番（平岡きぬゑ君） 時間もないんですけど、その保育園を中安に決めた基準、評価基準として、具体的には、徳久保育園では、県道に即して事故の危険があり危ないと。現実に、今の保育、実際に子ども預かって保育しているわけですから、そういう危険性があるのなら、今の時点で、そういった点の対応は、ちゃんと考えるべきじゃないんですか。

その統合、そのものもありますけれど、そこらへんは、どうなりますか。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） それは、ちょっと、言い方としてですね、以前に、もう南光町時代に、あそこを作られて、そういうことは皆さんも考えられた中でも、そういう状況の中で、逆に、安全に気を付けて、何とか今まで利用を、そこを運営されてきたということでもあります。

それが、今まで使っていたんだから、あそこで大丈夫じゃないかということにはつながらないと思います。

[平岡君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

17番（平岡きぬゑ君） 時間がないので、残っている問題は、これからもお聞きするとして、2項目めの質問を行います。

出産に関わる子育て支援についてを質問します。

佐用町内に出産施設がないため、佐用町の方は、宍粟市や赤穂市など周辺の出産できる施設を利用せざるを得ない状況になっています。出産について、町独自の支援策を求めて、4項目について、質問をいたします。

その一つ、出産の実態がどうなっていますか。

2、周辺の病院で出産すると出産費用が割高となっていると、私は、聞いておりますが、その実態は、どうですか。

3、割り増し分を佐用町として支援することについて伺いたいんですが、隣の上郡町では、来年度から赤穂市民病院での出産について、支援をする予定であると聞いておりますが、この点も踏まえて町長の見解を問います。

4点目に、佐用共立病院に産科を設置するための支援については、経過も含めてどうか伺います。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、2点目の、出産に関わる子育て支援についてのご質問にお答えをさせていただきます

まず、現在、佐用町内での出産の実態は、どうなっているかとお尋ねでございますが、出生数は、平成3年の239人から、この20年間減少しておりまして、21年度からは120人を下回っております。更に、今年度は100人を下回るのではないかとというふうに予想をいたしております。

過去5年間の状況を見ますと、出生数573人のうち、半数近い方が宍粟総合病院と赤穂中央病院等を利用されております。更に、ここ2年間を見ますと、H22年度は、宍粟総合病院で36名、赤穂中央病院で15名、平成23年度では宍粟総合病院で42名、赤穂中央病院で19名となっており、全体の約半数、51パーセントの方が利用をされております。その他の方は、姫路市をはじめ中播磨・東播磨の医療機関や津山市の医療機関を多く利用されております。

次に、周辺の病院で出産すると出産費用が割高となっていると聞くが実態はどうかというお尋ねでございますが、赤穂市民病院は、赤穂市民以外は高く設定されていますが、宍粟総合病院は、宍粟市民か、そうでないかの差はありません。他は、私立の医療機関のために、その差は生じておりません。

次に、割増分を佐用町として支援してはどうかということでございますが、上郡町では、来年度から赤穂市民病院での出産について、支援する予定であると聞くが、町長の見解を問うというお尋ねでございますが、赤穂市、上郡町、備前市の間で、定住自立圏構想がありまして、赤穂市民病院での助産料について、赤穂市民と同一料金にするための要望書の提出が検討されている状況であり、まだ、決定には至っていないようでございます。町として、上郡町や近隣市町の動向を把握していきませんが、現段階において赤穂市民病院利用者の助産料支援については考えておりません。

次に、佐用共立病院に産科を設置するための支援についてはどうかというお尋ねでございますが、この点について、平岡議員はご存知ないかもしれませんが、以前に、共立病院が産科を設置をしたいという計画はあったわけでありまして、しかし、その検討の中で、医師の確保、また、医療スタッフの確保、そして、現在の出生数では、とても経営することができないということで、設置はできませんということも、もう、共立病院として決定をされております。当然まあ、佐用共立病院で産科を設置する考えがあるということであればですね、佐用町としても可能な限りの支援をさせていただきますけれども、現在の出生数と、それから、医療スタッフ。特に、産科医の確保ですね、これは、ご存知のように、西播磨の各病院でさえですね、産科医の確保というのは、非常に困難な状況になっております。これは、県、今、全体です、医師の確保については、取り組むべき問題として、県におきまして、医師の養成等について、努力をいただいておりますけれども、まあ、なかなか、医師全体の中で、特に、産科医を養成するというのが、難しいという状

況であることは、当然、ご存知のことと思います。

そういう中で、共立病院なり、ほかの佐用町内での産科の設置というのはですね、とても、今の、現実的では無理だというふうに考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

[平岡君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、残り、30秒ほどですので、よろしく。

17番（平岡きぬゑ君） 赤穂市民病院に、出産されようとしている、現実には、私は、町内の関係者の方の声として、頑張っって子どもを産み育てる、その世代の若い者は、なかなか、給料も少ないので、そういった点で、町の支援を求めるといふ強い要望があります。そのことだけ伝えて、また、要検討していただきたいと思ひます。

以上で終わります。

議長（西岡 正君） 以上で、平岡きぬゑ君の発言は、終わりました。
続いて、9番、高木照雄君の発言を許可いたします。

[9番 高木照雄君 登壇]

9番（高木照雄君） おはようございます。9番議席の高木照雄でございます。

3件について、町長に伺いたしたいと思います。一般質問になるかならないか分かりませんが、よろしくお願ひいたします。

第1に、若者の町内定住についてをお伺ひしたいと思います。

学校を卒業して定職に就けないで、フリーターのような働きをしている若者が大変多いように思ひます。この間も、NHKの教育で、金曜日の晩でしたけれども、11時45分からしあわせな就活ということで、放送をされておりました。その中で、学生の中で400人中、今、就職ができるのが20人ほどであるというような話もしておりましたし、その中の1人の女学生が0勝40敗ですというような経験も話されました。それでも、その女性は、内定があるんですけども、会社に訪問すると、やはりこう、行きたくないようなことで断ったこともあるので、私の悪いところもあるんですというようなことも言っておられました。

それから、この1週間ほど前ですか、神戸新聞で、現在の高校生の就職率は63パーセントということで、昨年より上がっているということですね。本当にいい傾向だろうと思ひます。ところが、現在の世界情勢を見ますと、日本は円高、アメリカにおいては、企業はいろんなものでガタ落ちになっている。経済が落ち込んでいる。まして、軍事力削ってでも経済を盛り上げたいというようなことが出ておられます。

また、このアジアの中国においては、今、本当に世界が注目している、需要の求められている国ではございますが、日本に対しては、悪い感情で、本当に日本の企業においても、今、本当に困っております。電気メーカーにしても、自動車メーカーにしても、その他の中小企業にしても、本当に、今後、どうしたらいいかという悩みを持っております。

この12月に入りまして、5日間で、134件の中小企業の倒産が出ておられます。

また、来年の4月から、改正高年齢者雇用安定法が実施されるそうです。今の年寄りか65歳まで働けるんですね。こんなこと、私が、とやかく言うことじゃないんですけども、それによって、若者が定住できないということが、僕はあると思ひますね。

だから、私も考えてみますと、私の仕事も、いつなくなるか分かりません。けども、私は、6人の従業員を持っております。だから、辞めたくても、70過ぎて、もう辞めたいんですけれども、やはりやっていかな仕方がないという気持ちで、今は、頑張っております。だから、私も、この佐用町に住んで、何とか、この佐用町で、1人でも多くの若者が定住してくれるようなことができないものかと願っております。だから、町長に、何とか、その対策がないものか。

それから、もう一つ、一番、私のこう、できないことかも知りませんが、町職員についても、今の現在では、地元の者が優遇されてされていることは聞いております。それでも、佐用町以外からの職員もあると思うんですね。例え、地方自治法か何か分かりませんが、やはり佐用町じゃなくて、全兵庫県からでも採用できるようなシステムがあるのかも分かりませんが、佐用町として、本雇いの職員は別として、アルバイト、臨時は、できるだけ佐用から吸い上げていただくようなことはできないかということ、町長に聞いてみたいと思います。以上です。

議長（西岡 正君） それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、高木議員からのご質問、若者の町内定住についてのご質問にお答えをさせていただきます。

今、高木議員からも、本当にね、そのご質問、お話しされた気持ち、状況は、そういう思いというのはですね、私も十分、認識しておりますし、私自身も、そういう、何とかならないのかという思いで頑張っておりますけれども、なかなか現在の経済状況、社会状況の中でですね、非常に難しい課題、状況であるということ。これはまあ、それぞれご認識いただいているところでございます。

佐用町においても、本当に、特にですね、過疎化が進み、若い人達もなかなか雇用の場、定職の場がないということ。そのことが、また、過疎化に拍車をかけているという状況にあるかと思えます。

本当に、その対策はないかというご質問の中でですね、現在、まずは、町としても、町内だけではなくてですね、近隣、特に、科学公園都市、テクノポリスにもですね、企業誘致をして、町内から通える、通勤ができる範囲内でのですね、雇用の場の確保、そういうことにも、力を入れたいということで、企業庁、科学公園都市への企業誘致をですね、県へも常に要望しております。

少しずつですね、科学公園都市内にもですね、そうした企業が立地ができているという状況にありますけれども、なかなか十分な状況ではないのが現状だというふうに思っております。

今後におきましても、特に今、兵庫県、また、公益財団法人ひょうご産業活性化センターなどのですね、関係機関と連携を図りながら、なかなか、企業立地で、これから、まちづくりを進めていくことは非常に困難であり不可能な面がありますけれども、しかし、その努力はですね、当然、していきたいというふうに考えております。

また、既存の企業におけるですね、就職相談につきましても、西播磨地域人材確保協議会が開催をされております就職フェアや、ひめじ若者サポートステーションが行う厚生労働省委託事業の出張個別相談会など、若者の雇用につながる就職情報などの広報に努めて、定住の促進を進めていきたいと考えております。

また、これはまだ、お話しする段階ではないかもしれないんですけれども、何とか、こ

の町内です、若い人達が、この、残って、自分の力でもですね、働いて生活できるような、そういう事業はないかなということで、今、構想としてですね、考えておりますのは、この度、太陽光発電の事業を行います。その共同で行う会社、I D E Cがですね、今、I D E C社としてですね、農業というのは、まだまだこれからの成長産業であると。いつの時代においても農業は、必ず必要な、やり方によっては成長産業として、十分、企業としても、この事業を行っていける産業であるという考え方の下にですね、I D E C社の中にですね、新たな農業を行う会社を作っています、現在、既にもう、新しい、野菜工場ですね。植物工場をですね、建設をされて、これから農業分野にですね、進出をする、その計画を進められております。会社の社長や、その担当者の方と、いろいろと私もお話をさせていただいた中でですね、非常にまあ、会社の取り組みについて、勉強させられる点がたくさんございました。佐用町におきましてもですね、佐用高校の中に農業科があります。子ども達が、農業科、農業を勉強してもですね、ほとんど全ての子が農業以外の仕事に就いているのが、ここずっとの現状でありますけれども、実際、企業として、事業として成り立つ農業を、今後やっていければですね、そういう若い人達がですね、農業を一つの自分の仕事としてですね、将来独立してでも企業としてやっていけるようなものが生み出せるのではないかなというふうに、今、夢を描いております。

そういう電気メーカーがですね、やはりこれからの一つの大きな事業として、農業に目を向けて、そして、制御技術、電気技術をですね、うまく使ってですね、本当にこれからの新しい農業を目指しておられますので、佐用町内にもですね、そういう企業と一緒に、新しい、そういう事業を立ち上げて、そこを一つの研修の場としてね、そこから、新しい農業を、一人一人の努力によって目指していけるようなね、そういうことができないかということで、これから進めます、まだまだ先のことですが、しかし、太陽光発電と一緒に進め、これを成功させる中でですね、それと同時に、そういう企業の技術とかノウハウ、そういうものを提供いただきながらですね、一緒に進めていければいいなというようなことを、今、考えておりますので、私も精一杯の、そういう努力をしていきたいというふうに思っております。

これは、まだ、具体的にね、いつまでにということを言える段階ではありませんけれども、何か、やっぱり、この土地を使い、これだけの資源を利用して、ここで夢を持ってですね、若い人達が生活できる、そういう産業をね、起こせればいいなということ、これは、誰もが思っておられることでもありますのでね、一つのきっかけはあるのではないかなというふうに思っております。

それは、その話は、これにいたしまして、次の、町職員の採用ということについてあります。町職員の採用にあたっての地元優先と、町外居住職員についてのご質問ですが、まず、町職員につきましては、地方公務員法第13条におきまして、憲法第14条第1項の法の下での平等の原則を受けて、平等取扱いの原則が規定をされております。

また、地方公務員法第19条第2項においては、受験者に必要な資格として、職務の遂行上必要な最小かつ適当の限度の客観的かつ画一的要件を定めるものと規定をされておまして、採用する職員の職について資格を制限する場合は、合理的理由が必要とされます。

また、住所地要件を採用条件に付すという、その様な自治体は、当然、ありません。

また、採用試験においても、試験を兵庫県町村会に委託をするなどし、客観的な試験結果に基づき採用者を決定をしております、地元応募者を優先をするということは、これはできません。

しかし、その試験の結果、成績、また、その人物の評価において、当然、同等であれば、地元の受験者を採用をしているということ。これは、当然であろうかというふうに思います。

これは、当然のことながらですね、町職員は、通常の業務に加えてですね、災害時、地震や災害、豪雨、台風、そういう不測の事態に備えて、できるだけ町内に住み、通勤時間をなるべく短くする必要があり、また、当然、今、お話しの内容対策、地域活動の活性化のためにもですね、町内に住んでもらうことが一番であり、それを希望しております。しかし、これも強制はできませんが、職員に対しても町内居住を要請しております。

そういう中で、ご質問の中にはなかったんですけども、通告書の中にはございますので、町外からの現在通勤している職員、正職員につきましては、現在正職員 341 人在籍しておりますけれども、その中で 36 人が町外に居住をいたしております。その内訳は、上郡が 9 人、たつの市が 8 人など近隣の、通勤範囲内でありまして、市町からの通勤者が大半となっております。

また、当然、先ほど、ご質問にありました、臨時的雇用、臨時職員ですね、その点については、ほとんどの場合は、町内からの、この募集を、その都度させていただいて、採用しているというのが実情、現状でございます。

十分、配慮しながらですね、今後も対応していきたいというふうに思います。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔高木君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、高木照雄君。

9 番（高木照雄君） 町長から、本当にこう、夢のある回答をいただきました。

佐用町、メガソーラー、太陽光のメガソーラーをやるために、その会社の、そういった物の利用して、今後、佐用町として生きていく一つの大きな夢を聞かせていただきました。

今も、テレビで見えていますと、東京のご真ん中で野菜を作って販売しているというような、事実、そういうあれもあります。だから、町長が言われたことは、夢ではなくて、実現に向けて、何とか、町長頑張ってくれることをお願いしたいと思います。

これで、第 1 質問を終わります。2 番目の、告別式の防災無線で知らせる方法についての質問をしてみたいと思います。

聞くところによりますと、他の旧町ではですね、防災無線によって知らされているということを知っております。旧佐用町では、放送もなく、どのようにすれば、その町防災無線でのお知らせができるものか、お伺いしたいと思います。

実は、昔は、家からの葬儀で、集落の者が集まって、助け合って葬儀を出したものです。その時には、1 時間ほど前になりますと、集落の端から端まで、鐘をたたいて、今から式がありますよというようなことで、ふれが回って、ああそうか、ほんなら行こうかということで、今までは、行くことができておりました。

ところが、現在は、若い者が、共に稼ぎをするようになりまして、年寄りの体の悪い方などは、施設の、本当にこう、介護施設に入っております。確かに、今の施設は、本当にこう、環境なり、それから、健康なりを、十分にこう、見てくれておりますので、家において、わがままなおばあさんであれ、おじいさんであっても、そこに入りますと、栄養なり、いろんなことで長生きをするようになっております。そこに、そういった施設に入られた時は、2、3 年は、あそこのおばあちゃん、あそこのおじいちゃん、まだ、元気なかなというような考えでおりますけれども、5、6 年経ちますと、もう、頭から飛んでしまって、分からなくなっておりますね。

そして、今の、告別式におきまして、その施設から、直接、式場へ運んで、そして、式を挙げておられますね。そしたら、後になって、広報見たりして、あっ、死んどってや

なというようなことを聞くんだと。おい、何とか、それは防災無線、できんのんかという
ような方が増えて参りました。

ところで、私も、そういうことを考えまして、こうして、どうしたら、やったらいいの
かということをお聞きしたい。

これは、多分、想像では、自治会のほうで決めて、お願いしているんだと思うんですけ
れども、そういう方法がありましたら、どういう方法でやっているのかと聞かせていただ
きたいと思います。お願いします。

議長（西岡 正君） はい、お答え願います。はい、町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、高木議員からの2番目のご質問であります、告別式の防
災無線放送についてのご質問に、お答えをさせていただきたいと思えます。

この告別式での無線放送によるお知らせにつきましてはですね、合併時に調整をいたし
まして、それぞれ、合併時、旧町ごとにですね、その取扱いに相違がありました。その放
送内容や時間など、調整をして、お悔やみ放送として、そのままですね、合併時、旧町で
の放送のやり方を継承してきて、現在に至っております。

その、防災行政無線による告別式のお知らせ放送につきましては、現在ですね、上月・
南光・三日月の三地域で、地域ごとに放送しており、放送の希望につきましては、その届
け出時、死亡届の届け出時に、ご遺族の意向をお伺いして、放送していただきと言われる
方に放送をしているということでございます。

佐用地域につきましては、平成7年に旧佐用町で防災行政無線を導入した際にですね、
放送する内容について、当時、自治会等に相談をしながら検討をした結果、お悔やみ放送
については、町内全域には流さず、各自治会の無線放送、あるいは、当然、何か、有線放
送という連絡方法がありました。その有線放送で対応をしていただくことになり、このや
り方で現在に至っております。

町民のですね、そういう新しいご要望もあれば、今後、防災行政無線のデジタル化に伴
いまして、放送の運用につきまして、また、全町で統一が図れるようにですね、自治会等
からの、そういうご意見もお聞きしながら、検討をしていきたいと考えておりますけれ
ども、当時ですね、全町に流そうかという協議もあった中でね、ちょっと、その全域に、や
っぱり放送してもらっても、都合の悪い場合もあるんだということですね、当時は、集
落内での放送に留めるということも、そういう決定になっておりますのでね、一方的には、
当然できません。今後、検討し、防災行政無線が、今度、来年完成をいたします。デジ
タル化に。できれば、統一ができればいいなというふうに思っておりますけれども、今後、
検討をしてみたいです。

〔高木君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、高木照雄君。

9番（高木照雄君） どうもありがとうございました。

それでは、また、私も帰りまして、自治会ともに相談しまして、また、いい結果が出る
ようにしたいと思います。それでは、2番目の質問を終わります。

3番目に入らせていただきます。3項めは、町行政改革についてですけれども、実は、

私も、この町行政改革というようなことを、質問するような男じゃございませんけれども、ある人が、この間、私とこに見えまして、君、産建委員長になったんやなど。こういうことを、どう思うとんならと。と言われたのが、ある施設のことでした。こんなことしよって、お前、ええと思うとんかというようにことを言われましたんで、私も、そう言われた以上、悪いですけど、こういった役場からもらった書類、読んだことはなかったです。説明聞いた時、読みましたけれども。それから、自分で勉強して、全て、この大綱とか、あんなんを読ませていただきました。そしたら、これを、それについて、ある程度喋ってから、本題に入りたいと思います。

10年後の町財政を考え、今の行革について、どういう考えをしておられるか、お尋ねしたいと思います。

合併後の行政改革は、佐用町行政改革大綱（第1、第2）の理念に基づき、集中改革プランの実施計画の改善内容について取り組み、一定の成果を挙げてきたように思いますが、平成20年頃からの世界的景気の後退により、わが国においても、企業業績の悪化、失業者の増加などにより、国、地方においては、法人税、所得税などの税収が大幅に減収となるような厳しい状況にあります。税収の伸びが期待できないような現在の状況の中で、非常に厳しい財政状況が続くと予想されております。

大綱の3ページの、民営化の推進、簡素で効率的な行財政運営を目指し、事務事業の外部委託や公の施設について指定管理者制度を導入するなど、民間活力の積極的な導入を図る。

町行政改革集中プラン第1次、18年から21年、取り組み実績の中で、組織、機構の見直し、特別会計の検討、指定管理者制度への移行を検討する3会計の見直し。朝霧園、笹ヶ丘、歯科センターについて、今現在、どのような取り組みをされて、また、一般会計からの繰入金について、どのように検討されて取り組まれたか。これは第1次。18年から21年の間のことですので、ある程度の結果は出ていると思いますので、ご意見を聞かせてください。

議長（西岡 正君） はい、お答え願います。通告には、朝霧園のはありませんけれども、分かる範囲でお願いします。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、高木議員からの最後のご質問であります、町行政改革についてのご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

最初に、高木議員からの、町の財政、特に、10年後を見据えたですね、財政を考えて、いろいろな対策を行っているのかと。

特に、行政改革の集中プランですね、そういう、進行ですね、どのような状況になっているのかということですが、町といたしましても、以前から、度々、いろんな場でお話しさせていただいておりますように、合併特例法も、後、10年の期限がですね、2年余りで終了をいたします。その後、段階的に、一本算定になっていく中でですね、合併特例法期限後のですね、交付税の、一番大きな、町の財源になっております交付税も、現在のルールの中で、非常に少なくなる。56億余りの交付税が40億近くまで削減されるだろうという予想もされる中でね、行政改革に、当然、取り組まなきゃいけませんし、それが、この、佐用町が将来、持続可能なですね、町政運営をしていく上で重要だというふうに考えております。

それは、行政改革というのは、非常に幅広い中で、この一般質問の中でですね、全ての

ことに、いろいろと触れるわけには、なかなか、難しい状況です。問題ですけれども、特に、今、ご質問のですね、3会計を取り上げてですね、この、その中で、全体のことも理解をいただければと思います。

ご質問いただきました3会計。笹ヶ丘荘の特別会計、そして、朝霧園ですね。養護老人ホーム。また、歯科保健センターということですが、それぞれ、指定管理者制度という、法律上、制度ができてね、指定管理者制度によって、こういう公共施設を民間事業者に委託管理をできるという制度ができた後ですね、これも、佐用町においても、施設、できる所は、指定管理者制度で地域の方に運営をしていただいたり、また、団体に運営をしていただいたりする形を取っております。

全国の自治体においてもですね、大きな、こういう宿泊施設とか、行政が建設してきた、そういう施設をですね、民間活力を導入という観点と、また、経営の改善という形で、事業者に指定管理をされている例、これは全国、たくさんございます。

その中でですね、まず、3会計の中で、笹ヶ丘荘についてのご質問でありますけれども、これも、以前から、議会の中でもご質問をいただいてですね、私なりの考え方を説明してきたと思っております。

指定管理者制度導入ということにつきましては、確かに、民間活力なり、民間の経営ノウハウ、その、そういう効率的な経営とか、そういう面ですね、改善ができるとか、非常にまあ、優位性があるということで、そういう指定管理者制度の中で経営を立て直したり、また、自治体、行政の支出、経費を削減するというような形が多く、実際に行われているところですが、しかし、逆にですね、指定管理者制度といってもですね、その施設そのものが、経営的に、十分成り立つものであれば、決して指定管理者制度だけで経営がいいというわけではなくて、逆に、指定管理者制度の中では、赤字分をですね、やはり行政が負担をしながら民間に経営をしていただくというところが、非常に、逆に多いわけですね。

そういうことで、笹ヶ丘荘におきましてもですね、民間委託を検討もいたしました。しかし、実際にこれを、現在の宿泊数、施設の状況で見てですね、まず、指定管理を受けていただく所が、応募者があるかどうかということもありますし、また、応募者があってもですね、経営的に、大きな黒字が生まれるということは、以上に難しい施設です。

これは、例えに出していいかどうかは、ちょっと問題があるかもしれませんが、近隣の事なので、皆さんもご存知だと思いますが、上郡町の施設、建設しましたピュアランドですね、あの施設においても、指定管理者制度を導入してですね、民間事業者に委託をされました。しかし、実際に、経営が出来なくて撤退をされ、しかも、その段階においても、相当のお金をですね、赤字分を町が補てんをしながら、経営をされておりましたし、現在も事業者は変わっておりますけれども、やはり、そういう町からの赤字分補てんという形を取りながらですね、経営がされております。

現在、笹ヶ丘荘におきましては、町内唯一のですね、いろんな会合ができて、いわゆる、ちょっとホテル形式の宿泊施設であり、また、ドームや公園等もね、併設して、町民の憩いの場でもあります。そういう中でね、経営努力は、当然して、現在の赤字になっている部分の縮減は、当然、図っていかなくちゃいけないということで、努力はしておりますけれども、ある程度の町の支出ということは、そういう役割から見てですね、これは、妥当性があるのではないかなというふうに考えております。

町で、経営することによって、雇用の面からもですね、先ほど、高木議員からもお話のあった、なかなか町内での雇用の場というものがない中でですね、従業員の雇用も、これも生まれておりますし、町民の福祉の増進なり、町民の利便性、そういう面から見て、この笹ヶ丘荘というのは、今後も、町として、経営努力を続けながらですね、運営をしてい

きたいというふうに考えております。

次に、朝霧園でございます。これは、養護老人ホームとして、50名近い方をお世話している所であります。これは、いわゆる昔で言う措置費によってですね、だいたい賄ってきておりますけれども、やはり、町の財源も、毎年、1,000万以上入れております。この施設も、福祉面から見れば、当然、町としても重要な、必要な施設だというふうに思っておりますが、施設も非常にね、老朽化をし、途中、施設の改善、改修や、また、改善も行ってきましたけれども、やはりもう、今の時代的にはですね、なかなかすぐわないような施設の内容になっておりまして、そう遠くない将来ですね、この大規模な改修なり、施設の、新しい施設の建設をしなきゃいけない。そういう状況にあらうかと思っております。

その際にですね、町が直接経営しなくても、やはりこの福祉、特に高齢者、この福祉サービスを提供する場としてですね、これはやはり、しっかりとした経営をしていかなきゃなりませんので、町が直接経営、今のような直営をすることも必要性はありませんけれども、やはり、それに準じた形で経営ができるように、運営ができるようにね、考えていく必要があるかということで、以前にも、この施設については、例えば、佐用町の社会福祉協議会等の運営にすることも考えられるというような話も、私は、議会でもさせていただいたことがあらうかと思えます。

まあ、そういう考え方には、まだ、今もって、変わりはありません。

あの施設の今後、この施設を、どう、これから維持して、また、堅持していくか。それ、建物の改修も含めてですね、考えていきたいと思っております。

また、歯科保健センターでございますが、今後の事業展開や運営方法等も含めてですね、施設の方向性につきまして、南光歯科保健センター運営協議会において検討することといたしておりますので、その中でもですね、現在の歯科保健のあり方、また、町内の歯科医師会ですね、の先生方とも関係があります。まあ、そういう中で協議して、また、方向が、新しい方向が出てくればですね、機会を捉えて、お知らせをさせていただきたいと思っております。

それぞれ、一般会計からのですね、繰入金を行っておりますけれども、実際、先ほど申しましたように、施設そのものが、なかなか、企業として、事業として、黒字化できるような、その内容的に、そういうところが難しい面がありますので、当面のですね、経営的には、この3施設につきましてね、そういう努力、繰り入れを少なくとも縮減していくことの努力をしながら、経営努力を続けて参りたいというふうに考えております。

一つ一つ、細かくは、答弁をさせていただきませんでしたが、概略についての答弁とさせていただきます。後また、再質問でお答えをさせていただきたいと思えます。

〔高木君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、高木照雄君。

9番（高木照雄君） はい、ありがとうございました。

私も、前から町長が、笹ヶ丘のことについては、いろいろと町長の考えも聞いております。ただ、あの施設だけじゃなしに、あの公園、その他のことを利用した、あそこは施設なので、少しの赤字ぐらいはいいんじゃないかということも聞いておりましたけれども、先ほど言いますとおり、町民からの突き上げがありまして、私も、ああ、それなら、いっぺん町長に、そのこと聞いてみようと思って質問したつもりでございます。

まあ、町民の曰くには、実際には、2,100万ほどの繰り入れです。ところが、その、監査報告によりますと、5,000何万、いわゆる、県からの補助も入った金額で載っております。

す。そういうようなんを見てやね、そういう言い方をされて、2,000 万あれば、老人一人に1万円ずつやったら、2,000 人喜ぶんだぞと。あんなとこ、何の役に立つんだというような考えの方もおられるということだけは、皆さんに知っていただきたいと思うんです。

それよりも、あそこに、ああいう物があって、公園があり、スライダーがあって、皆が、あそこに行くということのほうが、僕は、大事だと思っておりますよ。だけど、町民の中には、馬鹿なことを止めろというような人もありますし、それから、今、町長言われた、歯科保健にしても、これだけ多くの、あの当時は、それは、歯科の店舗はなかったですけど、今は、10 何件、10 件以上あるんじゃないですか。だから、時代が変わったんやから、もっと町も考えてやれというような意見もあります。

私も、そういうことも、あそこは 8020 の出した、県下でも、そういったあれの、歴史を残した歯科センターです。そういうことも大事だと、私は、思っております。けども、町民の中には、これだけ不況になったら、少しは、もっと儉約してやれよという声もあるということだけは、僕は伝えて、今回の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁。ちょっと、町長のほうから答弁します。

町長（庵途典章君） いや、町民の皆さんもね、お聞きになっておりますので、その、先ほど、その笹ヶ丘、特に、ついても、5,000 万近いね、一般会計、決算でも赤字繰り入れをしているじゃないかというところがありました。そういうところについては、きちっと理解をしていただきたいと思うんですけども、通常の経営については、当然、そんなに赤字は出ておりません。

特別会計でやっておりますから、笹ヶ丘公園全体に関するですね、いろんな工事。去年、駐車場の舗装をしたりですね、また、あそこにありますロッジなんかの改造もさせていただきました。これは、やはり経営を今後、安定させるためにですね、これまで、利用がなかなか難しかった部屋ですね、今、サッカーが非常に盛んでありまして、笹ヶ丘荘で、テクノにありますサッカー場に来る団体ですね、受け入れをして、かなり利用をいただいております。そういう、子ども達を含めたですね、団体の利用ができるような施設にですね、改造をいたしました。

また、設備面でも、当然、修繕もしていかなきゃいけません。そういう工事費を、かなり、国から、一昨年、経済対策の交付金でですね、いただきました。そういうお金をですね、うまく使って、利用させていただいて、今度の、今後の経営にも、施設ですね、改善できるような、そういう投資もさせていただいたと。そういうお金が入っての、その決算でありまして、通常の、今、宿泊をして、給与を払って、食材を払ってという、運営だけで見ればですね、1,500、1,600 万ぐらいな、今、繰り入れになっているんじゃないかなと思っております。

そういう点については、その決算の中身というのを、よくご理解をいただいた上でね、ひとつ、ご説明を、また、その方にもしていただきたいなというふうに思います。はい。

9 番（高木照雄君） どうも、ありがとうございました。

議長（西岡 正君） はい、高木照雄君の発言は、終わりました。

お諮りします。ここで、昼食休憩に入りたいと思います。再開を午後 1 時といたします。

午前 11 時 48 分 休憩

午後 01 時 00 分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き、会議を続けます。
続いて、16 番、鍋島裕文君の発言を許可いたします。

〔16 番 鍋島裕文君 登壇〕

16 番（鍋島裕文君） 失礼します。16 番、日本共産党の鍋島です。

私は、まず、町長の議会発言の責任問題について伺います。

申すまでもなく、町政の最高責任者たる町長の議会での発言責任は重いものがあります。もし、議会で、虚偽の発言をし、発覚しても謝罪、訂正しないのであれば、議회를冒瀆するものと言わざるを得ません。

2009 年 8 月 9 日の、20 人もの犠牲者を出した台風 9 号災害後の町長の一連の議会発言と、今、争われている佐用水害訴訟被告本人尋問での町長の供述は、全く正反対のものです。どちらかが虚偽発言ということになります。

議会発言が、虚偽ということになれば、当然、町長の議会に対する責任問題が、問われなければなりません。

そこで、伺います。

第 1 点目、次の、議会、法廷での町長発言は、事実かどうかを確認します。

その 1 として、遅れた避難勧告発令問題について、議会での町長答弁は、判断が遅かった。非常に甘かった、もうお詫びしかない。法廷での、町長供述は、判断は間違いはなかった。

その 2 として、8 月 9 日、午後 9 時 8 分の警戒情報発令問題については、議会での町長答弁は、全域に警戒情報を放送。法廷での町長供述は、その議会答弁は間違いであった。

その 3 として、午後 7 時 58 分に、佐用川観測所の水位が避難判断水位を超えていたことについて、議会での町長答弁は、報告を受けていない。記憶にないであり、法廷での町長供述は、情報は把握していた。私もパソコン画面の中で確認していた。

第 2 点目として、この正反対の発言をどう見るかでは、普通に考えれば、法廷での発言は偽証罪が問われます。このことからして、議会発言が虚偽の発言と考えざるを得ません。

そこで、その 1 として確認しますが、これらの議会での町長発言は、虚偽であったのか。

その 2、なぜ、このような虚偽発言を行ったのか。

その 3、法廷での発言が真実とすれば、議会発言の訂正を、公式にすべきではなかったのか。

第 3 点目として、これは、当然のことではありますが、町長に確認します。

その 1、議会での町長公式発言は、重いものであると考えておられるのかどうか。

その 2、今回、明らかになって、この間、謝罪、訂正も行われなかった。議会での虚偽発言の責任はどうとられるのか。

以上、この場での発言を終わります。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、鍋島議員のご質問にお答えをさせていただきます。

議会での私の発言の責任を問うということでございますが、まず、21年8月9日の大水害から、3年4カ月余りが経ちました。大変大きな災害であり、特に20名もの尊い人命を失ったことは、痛恨の極みであり、町長として、申し訳ないという、そういう気持ちを胸に持ちながら、再び、同じような、辛い思いを、誰もがすることのないよう、復旧、復興に、これまで、全力で取り組んで参ったところでございます。

ご質問で、当時の議会発言について、先般の法廷での証言と違っているということですが、災害間もない中、議会で、皆さんから当時の対応の説明を求められ、町長としての責任を問われる中での発言であり、亡くなられた方も、20名の方々が被災された状況は、それぞれ違いましたし、その状況も、十分分からない中、法的責任に当てはめて、述べたものでもありません。

しかし、多くの方を亡くしたことは、厳然たる事実であり、町長として、町民を失ったことの道義的責任から、私の思いを述べたものであり、その気持ちは、今も変わるものではございません。

その中で、まず1番目の、法廷での、判断に間違いはないという証言は、法廷での尋問の中で、午後9時20分に発令した全町一斉の避難勧告、この避難勧告の発令自体は、正しかったと思いますかという問いに対して、これまで経験した災害とは、想定していなかったような危険な状況になった中で、全町の状況は、分かりませんでした。全町域に対して、避難勧告をする決定したことは、やむを得ない判断であり、正しかったと思うという証言したものであり、当時の対応、全てのことについて、その判断は、間違いなかったというようなことは、言っておりません。よく、証言の全てを確認をしていただいて、ご質問をいただきたいと思っております。

次に、午後9時8分の警戒情報について、議会では、全域に警戒情報を放送。法廷では、その答弁は間違いであったというご質問でございますが、この発言は、第30回定例会、平成21年9月28日の山本議員からのご質問に対する答弁であります。その当時は、災害1カ月余りの中で、全職員が災害の応急対応に追われ、十分に内容の整理を行う余裕はありませんでした。

ただ、全町一括の放送をしたということは確認ができておりましたので、全町一括の放送であれば警戒情報を放送したんであろうという憶測で答弁をするに至ったものであります。

その後、検証委員会や職員らによる調査の結果、午後9時8分の放送が、消防団員の緊急招集を内容とするものであることが判りましたので、第37回定例会、翌年、平成22年9月29日の鍋島議員からの質問で、9時8分の放送については、消防団長の記憶の中で、全町の消防団に対して、放送をするということで、消防担当の職員が放送をしているというふうに、推測をされますという訂正の、発言の内容を訂正をいたしております。

次に、午後7時58分に、佐用川観測所が避難判断水位を超えたことについて、議会では、報告も受けていない。記憶はない。法廷では、情報は把握していた。私もパソコン画面の中で確認していたというご質問でございますが、この発言は、第30回定例会、平成21年9月29日の鍋島議員からの質問に対する答弁でございますが、7時58分に避難判断水位を超え、県からの報告を受けたかという質問に対して、県からの指令については、私自身は報告を受けていない。記憶にありませんと答弁したものでございます。水位周知河川の水位は、私は、インターネット等の、国土交通省、川の防災情報で確認をしておりましたので、その情報については、把握をしていたと証言をしたものであります。

次に、法廷での発言は偽証罪に問われることなどからして、議会発言が虚偽と考えられるということですが、これらの議会発言は、虚偽であったのか。そして、なぜ、このよう

な発言をしたかというご質問でございますが、先ほどお答えをさせていただきましたとおり、故意に虚偽の発言をしたものではありませんし、その内容の間違いにつきましては、訂正をいたしております。法廷では、客観的事実発見のため、宣誓のうえ、整理した正しい知識と記憶に基づいて供述をしたものでございます。

町長は、被告尋問発言が事実とすれば、これまで、発言訂正を公式な場ですべきではないかというご質問でございますが、議会発言で誤りがあったのは、防災行政無線の午後9時8分の放送のみであり、先ほどお答えしましたとおり、第37回定例会、平成22年9月29日の鍋島議員から質問で、9時8分については、消防団長の記憶の中で、全町の消防団に対して、放送をするということで、消防担当の職員が放送をしているというふうに、推測されますというふうに回答を訂正をしております。

次に、町長の議会での公式発言について、議会での町長公式発言は、重いものと思うかどうかというご質問であります。それは、当然、重いものであります。

議会は、多様な町民の意見を反映させ、様々な意見を出し合い、課題や論点を明らかにしながら合意形成をし、政策を決定していくことが期待されております。ご質問には、議員の皆様のご質問は、町民の代表として町を監視し、また、政策を提言されるものであるため、町長の発言は重いものと受け止めて、常に、私は、真摯にお答えをさせていただいているつもりであります。

次に、今回、明らかになった虚偽発言の責任ということでございますが、先ほど申したとおり、虚偽の、議会発言はいたしておりませんので、責任を取る、どうのこうのというようなことはありません。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

[鍋島君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

16番（鍋島裕文君） では、再質問を行います。

その前にね、確認、明確にしておきます。

まず、この質問は、町長の議会発言をね、重箱の隅をつついて問題にするという、そういう質問ではありません。議会の権威の問題として質問しているという点をご理解いただきたい。

で、2点目に、虚偽発言については、当然、2種類あります。意図的な虚偽発言、これは悪質であります。しかしまあ、今回のね、虚偽発言は、諸事情の中から、結果として、虚偽発言になっているというふうに、私は、理解して、この質問をしている。このことを明確にして、再質問いたします。

じゃあ、一つは、第1点目は、避難勧告発令です。これが、7時58分に避難判断水位を超えて、本来ならば、その後、短時間の内にね、勧告発令しなければならなかった。この問題について、遅かった。甘かった。お詫びする。こういったことをね、この議会の場で述べられた。これは、いくらでも議事録あります。これは、私だけへの答弁じゃないですね。いろんな議員に対する答弁が、そのようになってます。

で、それで、法廷で、判断は間違いなかったということは、9時20分に全域にしたことは正しかったから、適正だという法廷での供述をしたというように言われます。その中身なんですよ。結局、ここに、本人調書、被告本人尋問の、この裁判所の書記官印が押した議事録があります。供述書があります。その中で、確かに、9時20分に発令した避難勧告、この避難勧告の発令自体は、正しかったと思っておられるのか。当然、その質問の

中にはね、7時58分だから、8時過ぎぐらいにすべきじゃなかったかという質問なんです。この趣旨は。誰が見ても、そうなります。現に、町長自身が、平成21年の、後の12月議会でね、私の質問に対して、いくら遅くても8時半にはすべきだったと。これは、平成21年、12月議会の会議録を確認してください。間違いなく、そのように答弁されています。

そういう経過がある中で、9時20分について、間違いなかったと。適切だったということはね、これは、議会の発言と正反対と考えざるを得ないじゃないですか。

町長は、だったら、あれは、道義的にしてもね、遅かった。甘かった。お詫びするしかない。少なくとも、この議会の発言は、適切だったというようなことは出て来ません。間違いもなかったということは、逆にね、この議会答弁から出てこないと思うんですね。

そのことからして、質問の、よく調べて質問してくれと言われたけれども、よく調べたら、そうなるんじゃないですか。その点について、確認します。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔町長 挙手〕

町長（庵途典章君） それぞれですね、そういう、鍋島議員のような、その内容的に、いろいろと、発言の内容について、思い、考え方というのは、違ってくると思います。

でも、私は、ここで証言についてはですね、その時の証言の言葉、その言葉で、証言をしたつもりであります。問いわね。ですから、9時20分の全町に対する、町域に対する発令自体は正しかったかと思いませんかという問いでありましたから、当時の状況、これは、全町域が、判断、全町域にですからね。どここの水系にとか、どの地域に対しての避難勧告ということではありません。後で、その確認をされましたけれども、まだ、三日月、志文川とか、千種川本流については、まだ、避難判断水位にも達してなかった、そういう全町域においては、そういう状況のところもあったわけです。その中で、状況が、全体が分からなかったから、全町域に発令をしたということ、そのこと自体は、やむを得ない、時の状況であり、判断は正しかったと思いませんかという、そういう証言をさせていただきました。はい。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

16番（鍋島裕文君） それで、確認しているんですが、町長は、そのように、遅かった。甘かった。8時半にはすべきだったというのが、議会での発言ですね。

で、避難勧告を全域に発令したのは正しかったというような、これ、質問じゃありませんよ。法廷では。この9時20分自体が正しかったのかどうかということを、これは聞いてますわ。

そしたら、裁判所の議事録取って確認してください。

じゃあ、伺います。それは、そうなってます。何も、こんなもん、広域にしたのが正しかったかどうかなんて聞く人いませんよ。あの問題は、避難勧告が遅かったか、どうだったかという問題での裁判ですから。それに、広域にしたのは、正しかったと答えたというようなことでは、これはやっぱり合わない。無理がある。

それで、確認しますけれども、町長は、今まで答弁されてきた、遅かった、甘かった。

できれば8時半過ぎには、もう、全域に避難勧告すべきだったと。これは、この発言は、今でも、そう思っておられるんですか。そのことを確認します。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

町長（庵途典章君） まあ、このことにつきましてはですね、先ほども、鍋島議員も言われましたけれども、議会でのね、ことで、議会の権威の問題だと言われますけれども、その中で、今、国家賠償法に基づく訴訟が提起されてですね、裁判が行われ、私も、その中で、被告としてですね、裁判を受けている状況です。

ですから、その判断、それ、全ては、その法廷の中でですね、できる限りの事実については、供述調書というものを出示させていただいて、法廷で証言をしてですね、裁判官の判断を仰ぐという形になっておりますので、私は、通常、こういう裁判の係争中のものであればですね、こういうご質問に対しても、全て、係争中であるためにですね、答弁は、差し控えさせていただきますということでね、通常、そういう形で対応させていただくのが普通ではないかと思えます。

しかし、これまでの経緯もあり、この議会での発言の中でということでありましたので、真摯に今、答弁をさせていただきましたので、私は、これ以上の答弁につきましてはね、これは、また、訴訟の中でね、明らかにしていただき、また、当然、裁判所の中での判断を仰がざるを得ないというふうに思っておりますので。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

16番（鍋島裕文君） いや、だから私も整理して質問させてもらっているつもりなんですわ。

つまりね、議会の権威という問題からしてね、間違った答弁で、議会が、議事録まとめられていたとしたらね、それを放置すること自体は、議員として、やっぱり議会の権威をね、自ら失うということにつながるんですね。

当然、間違った内容であれば、訂正を求め、謝罪を求めというのが議会の立場です。

だから、私、聞いているのは、町長が、法廷での発言は真実なんて、一言も聞いてないんですよ。議会での発言が真実なのかということを知っているんですよ。議会の。この議会のね。

それで、今でも、この避難勧告についても、甘かった、遅かったというのは、間違いなのかという確認をしようです。

それから、続いて、9時8分の警戒情報。これは、法廷では、そのように、消防団長の全分団招集ということで述べられておる。で、法廷の関係は、よろしいがね。

私、聞いているのは、9時8分の警戒情報という形で、これは石堂議員、それから山本議員に答弁されている。21年9月議会ではね。で、その後、1年後の22年の9月議会に、私の聞いた中ではね、1年前には、警戒情報と言ったけれども、それは誤りだった。訂正なんかしてませんよ。さも当たり前のように、あれは、消防主任のした放送だから、そう

いった消防関係の放送だと思ふというような内容の答弁に終始されている。当然、1年前の警戒情報というのは、諸々の事情の中から間違っていたというような訂正はされていないことを確認しますね。当然、それだったら訂正すべきじゃないか。それが1点目。

2点目。その警戒情報じゃないという、議会で訂正するんだったら、その21年9月の、その後の12月議会で、当時の木村課長が、こういうこと言っておられるんですね。消防団の招集というのは、火災の場合だったら、団長が、全消防団招集をかけることはあるけども、水害というのは、各地域、各集落まちまちの対応となるので、全分団出動命令は、団長から出ることではない。これが、当時の木村課長の12月議会の答弁です。確認してください。21年12月議会の住民課長、答弁です。

だったら、この住民課長の答弁も間違い。虚偽ということになるのか。

この2点をお願いします。訂正はしてませんよ。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 議会でのね、問題だと言われますけれども、この議会での話をですね、全て、法廷での、それぞれ、内容、法廷に出される。そういう、全て、資料に使われます。ですから、全く、議会だけで終わるものではありません。

ですから、私は、議会での、こういう係争中のものについては、発言は控えさせていただけますということを、通常行う、でありますということを申し上げております。

9時8分の放送内容については、確かに、それが間違っていたから、これを訂正しますということをね、それは言ってません。言ってませんけども、内容的に、それぞれの、この問題については、度々質問がありましたから、正確に調査をし、出て来た段階です。それについては、こういう状況で、どういうものでありましたということを、私は、議会で報告をさせて、答弁させていただいておりますのでね、それは、その後の報告、正確に調査をした結果の報告が、皆さんにご理解いただいているものというふうに思っております。

それから、消防団についてもですね、当時、通常はそうであったということで、課長は、答弁したかもしれませんが、しかし、あの当時の状況は、非常に緊迫した中でですね、通常の想定する範囲内ではなかったという中で、団長が、そういうふうに判断されたということに、何ら、これは、不思議はないというふうに思います。

[鍋島君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

16番（鍋島裕文君） だから、とにかく議会関係の発言が、誤りだったか、間違っていたかということを確認しておるわけなんですよ。

で、それで、先ほどの、7時58分の避難判断水位についてね、県からの報告を受けてないと、そういうことで私は、聞いていない。記憶にないということと言ったということで、というような答弁をされました。

もう、前段から見分かるようにね、7時58分に、なぜ、気が付かなかったか。なぜ、気が付かなかったかという、再三に、討議が行われたり、質問が行われておるんですよ。そういう中で、当時、静岡県で地震があったとか、しょっちゅう、誰も、パソコン見てい

るような者はいなかったとか、おわれて、下に降りていたとか、そういった答弁の中で、私も聞いていない。報告を受けてないということで、答弁された経過なんです。これは。

私は、質問した本人ですから、よく状況を覚えてますけれども、で、確認しますけれども、だったら、この9月段階、9月議会の段階でね、町長としては、7時58分に判断水位を超えたというのは、自分もパソコンを見て、確認していたと。これが事実なのですか。これ、確認しますけど。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔副町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、副町長ですか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 質問は、県からの、その情報については、どうだったかということ
であります。

〔鍋島君「(聴取不能)」と呼ぶ〕

町長（庵途典章君） いえいえ。だから、その確認をしていたのかということでありまし
た。

ですから、その当時、パソコン、その県からのフェニックスで入ってくる情報につつま
しては、その、ちょうど、東海地方のほうで地震があつて、たくさんの、次々と、10何回
にわたってですね、情報が入った。その中に一つに警戒水位を超えたという判断があつた
と。それを、パソコンから、担当者のほうでも拾い上げるのを、これできてなかったと
いうこと。そういう面で、それを把握してなかったということでもあります。

ですから、それと、他に、そういう、パソコンの画面の中でですね、水位について、周
知河川の水位については、順次、パソコンで、担当者のほうも見ていました。

ただ、その時に、久崎の水位計につつましては、後から分かったことですがけれども、故
障をしていたということで、水位が上がっていない。そういう中で、常に久崎のことを、
非常に心配していた中でですね、久崎が上がらないんだから、これは、どうなっているん
だろうと。そのへんは、非常にまあ、当時、疑問には、見ながら、壊れてるとまでは、誰
も気づきませんでしたので、そういう状況で推移したということでもあります。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

16番（鍋島裕文君） ちょっと、話があっちこっち飛んでね、聞いている答弁になってい
ないんです。ちょっと待ってください。

で、町長、じゃあ、確認しますけれども、避難勧告発令については、遅かった、甘かっ
たという判断は、間違いはないのかという確認。

それから、9時8分の警戒情報については、訂正はしていないという確認。

それから、三つ目に、7時58分については、いろいろ言われたけれども、あの当時ね、9月段階では、聞いてない。記憶になかったというふうに、町長言われておるんですよ。で、その後、パソコン見ていたということですから、この3つについて、議会答弁は、誤りではなかったというふうに断言されるのか。で、誤りであったら、当然、訂正して謝罪するのが、町長としてのね、立場だろうというふうに思うんで、この2点の答弁だけお願いします。もう、後、よろしいです。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） まあ、これは後からの検証の結果、当時は、対応は、なかなか分かりませんでした。でも、後から、検証し、振り返って、それぞれ、その状況を判断しますとね、それは、議会で答弁させていただいたとおりであります。はい。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

16番（鍋島裕文君） 時間がありませんので、次に移ります。

次に、住宅リフォーム制度の有効性について、先日、産業建設委員会で、福井県高浜町の視察調査の結果に基づき、質問いたします。

この間、佐用町でもぜひ住宅リフォーム制度の創設をすべきと町長に求めて参りました。それは、この制度の持つ、居住環境の整備と地域経済の活性化という有効性が多くの自治体で証明されているからであります。特に、町内零細業者に大きく寄与するとともに、公金支出額に比べて、大きな経済効果を生む点は重要であります。

産業建設常任委員会は、11月19日に福井県高浜町を視察し、全委員がこの制度の有効性を確認して参りました。これまでの町長答弁は、1、住宅リフォームは多額の費用を要し、わずかな補助金では効果はない。2、逆に多額の補助となれば、町民間で、する人とならない人との不公平な問題となる。3、災害復興関連で業者の仕事量は、今、他町よりも多いなどの見解で、創設には消極的でありました。そこで、高浜町の次のような実例についての町長の見解を伺います。

高浜町は30万円以上の住宅リフォームに対し、その内容は、ふすま・障子張替えや畳表替えにいたるまで、全てのリフォームに上限額20万円の補助制度であります。創設した平成15年度の上限額は、最初は10万円。平成21年度から20万円に引き上げています。

第1点目として、平成24年度補助総額は約800万円。その経済効果は、約1億2000万円と高浜町の担当課長は報告しています。この実例は、町長見解の、わずかな補助では経済効果はないとは、大分、実態が違うのではないかと。この点は、どう考えられるか。

第2点目として、平成24年度は47件の申し込みに対し、高浜町内の施工業者の81パーセント、80パーセントが入札参加資格のない一人親方などの零細業者となっています。町長見解の、災害関連で、今、仕事はあるの多くは、入札参加資格のある業者ではないか。佐用町内の零細業者は、仕事の確保が困難なのが実態ではないか。

第3点目、高浜町の要綱では、目的として、居住環境の向上と地域経済の活性化とともに、町内業者の技術伝承を図るとしてしています。この技術伝承を図ることについて、町長の見解はどうか。

第4点目として、来年度、制度の創設を考えられてはどうか。

以上、町長の答弁、よろしくお願いいたします。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、住宅リフォーム制度についてのご質問にお答えをさせていただきます。

これは、先の岡本議員からのご質問においての答弁と重複をいたしますが、まず、1点目の、わずかな補助では経済効果がないということに対してのご質問ですが、この高浜町を視察研修されたということで、この視察研修された高浜町の担当者にですね、制度の活用世帯の実情について、改めて、担当のほうで、いろいろと教えていただきました、それによりますと、その実態として、リフォーム費用というのは、通常、相当、高額を要するために、制度があるからリフォームをするという方ばかりではなくてですね、当然、制度がなくても、リフォームを行わなければならない時期にあったご家庭がリフォームをし、その際に、補助制度を活用されたという方が多かったというふうにお話を聞いております。

高浜町の例といたしまして、補助制度を活用したことによる経済効果として、先ほど、議員が述べられた800万円の補助で1億2,000万の経済効果があったというふうに数値化をされておりますけれども、これは、補助がなくても、住宅管理上、必要な工事として施工されたケースが多かったというふうに聞いております。そういう意味で、補助制度による新たな事業が生まれて、新たな経済効果を生んだという分析はですね、やはり、このへんは、過大評価ではないかなというふうに思います。

次に、2点目の質問ですが、高浜町の担当者に詳細をお聞きしますと、47件の申込みに対して16の施工業者が請負をされております。高浜町内では、50社近くの施工業者がある中での16社でありまして、16社の内の81パーセントは、入札参加資格のない零細業者ということですが、零細業者全てに経済効果が、当然、あったわけではなく、施主の発注でありますことから偏った発注になっていることも現実ではないかというふうに聞いておりますので、仕事の確保が困難な業者への仕事の発注という点について、課題として残っているように推測をいたします。

次に3点目の、技術の伝承を図るということについてのご質問ですが、技術の伝承は、非常に重要なことであることは認識をいたしておりますが、住宅リフォームなどを考え発注する主体は住民でございますので、広く建築設備などの技術伝承を図ることを、このリフォームの事業で、それを求めることは、非常に難しいなというふうに考えます。

次に4点目の、来年度に制度の創設を考えてはということですが、岡本議員のご質問にもお答えをさせていただきましたとおり、町内の建設事業者の仕事が少なくなっていることは、十分認識をしております。その中で、今後も町内の経済動向を注視するとともに、住民の方々が必要とされ、また、行政として行うべき制度であるかどうか、その状況を見ながら検討をしていきたいと考えております。

まずは、前回のご質問でもお答えをさせていただきましたが、当面は、高齢化社会に向かう中で、住宅のバリアフリー化等を進め、高齢者や障害を持たれている世帯の住宅改修につきまして、県の人生80年いきいき住宅助成事業や、本町の障害者等住宅改修費給付

事業の制度をご活用いただきたいと考えております。それらの事業を、町内事業者の仕事の確保にもつなげていけたらというふうに考えているところでございます。

なお、人生 80 年いきいき住宅助成事業につきましては、9 月議会の一般質問答弁において、町が実施している特別型以外について検討を進めるとお答えをしておき、現在、県内各市町の実施状況等を調査し、取りまとめをしているところでございます。現在、考えております制度は、特別型に加えて、現行の兵庫県の制度である、人生 80 年いきいき住宅助成事業に基づき、高齢者、60 歳以上又は身体障害者等の方がいらっしゃる世帯が対象となる一般型の制度を取り入れる方向で検討をいたしております。

以上、このご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

16 番（鍋島裕文君） まず、その人生いきいきの事業についてはね、ぜひ、その一般型を取り入れるという点は、大いにやっていただきたい。それは、最初に言っておきます。

それで、高浜町の関係で、私は、質問をしております。ありがたいことに、担当職員が、高浜町に電話して、実態を調査されたと、これは確かにありがたいと思います。しかし、実際行ってね、確認することと、電話でのやり取りではね、やっぱり大分違うんじゃないかというのが、町長の答弁を聞いていて、感じるんですね。最も、電話だけで、視察できるんだったら、わざわざ、どこにも行く必要ないし、視察調査の意味がないというふうに思うんで、そのことを含めてね、町長、ぜひ、検討していただきたいんです。

まず、制度が経済効果を生むというのが過大評価というふうに担当職員の報告聞いて、町長、思われたと。たまたま、その家がリフォームにあっただけというふうに、町長は、考えられたということでもあります。一つの考え方としては成り立ちます。

しかしね、私達が、実際、高浜町に行って感じたのは、そうではないというふうに感じたんですよ。というのは、この事業というのは、先ほど言ったように、平成 15 年から始まっておるんです。しかし、最初の頃はね、10 軒ほど。10 数軒。ずっと毎年。ところが、平成 21 年から上限額を 20 万円にしてね、40 軒台にぐっと急増しておるんですね。ほぼ 50 軒近いところに毎年、来ていると。10 軒から始まって、平成 21 年の上限額引き上げに対して 50 軒近くになっておるんですね。毎年。まず、この事実を見ていただきたいんです。これが、たまたま、その時期にあったと言えるのかどうか。そんなこと、制度がなかったとしても、その急増して、50 件になっておるわというふうに言えるかどうか。

それと、もう一つ、決定的なことは、800 万円で、公金支出で、これは向こうの試算ですから、経済効果が 1 億 2,000 万円あったと言われるんですよ。で、800 万円の公金支出ということは、50 件としたら、16 万円なんです。平均がね。そうでしょう。800 万円の 50 軒割ったら、16 万円です。16 万円とは何か言うたら、限度額以内なんです。平均が。限度額以内ということは、50 万円以下の工事が、かなりあるということです。そうは、言っても 1 億 2,000 万円からの経済効果ということになれば、500 万円から 1,000 万円クラスのね、いわゆる大きな、町長の考えておられる多額のリフォームも、その中に入って来ないと 1 億 2,000 万円にはならないでしょう。その点では、確かにね、だいたい 800 万、1,000 万円の住宅改修となれば、やっぱりこの時期だから、しょうがない。やらんとしょうがないというような状況は、十分考えられる。

しかし、問題は、50 万円以下のね、工事がかなりあるという点なんです。つまり、障子、ふすまの張り替えだけで、それにちょっと加えて 30 万円を超えたら補助が出ますよとい

う制度ですから、それだったら、この際、やってみようかという、そういうね、需要を掘り起こしている。そういう点が、この二つの事実から、私達は、感じたんですね。現地に行って。

だから、たまたまね、その時期だから、リフォームが拡大したということではないというふうに、私は、感じておるんだけど、町長の、たまたま、その時期であったというのは、ちょっと無理があるんじゃないですか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 確かに、現地で視察をされてきたということ、そのことは、重いと
思いますし、ただ、私達も視察を受けてね、担当者にとっては、当然、いい面を強調しま
すし、いい面を見て帰っていただくということですね、説明もいたします。

で、40軒、50軒が多いかどうか。私は、高浜町の、

〔鍋島君「10軒から始まった」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） いや、10軒から始まってますけども、実際にね、こういう、その住
宅のリフォームといっても、いろんな設備の取り替えからですね、寿命がありますから、
室内の床張り、壁の、壁紙の張り替えとか、そういう物もあります。それに大きくは、家
そのものですね、管理の中で、屋根の葺き替えとか、外壁の壁の葺き替えとか、そうい
うものもあります。その内容は、非常に多種多様だというふうに思います。

そういう中で、その40軒というのはですね、私は、決して、その全体の数から見て多
くないと思うんですね。もっともっとあると思います。

その中で、町が、こういう制度を設けてする場合に、当然、一つは、町内の仕事が少な
い。町内の、そういう施工、建築事業者、そういう方達の仕事を確保するという、そうい
う点と、もう一つは、町民、住民に対してですね、そういう援助、助成をするという、そ
の点、公金ですね、両方の中でですね、現在の住宅産業というのは、なかなか町内の事
業者だけでね、全てが行われていない。

特に、新築になりますと、多くは、ハウスメーカーが、たくさんもう、建築を行って
おります。例えば、そういうハウスメーカーが一つ作ればですね、どうしても、そういう後々
のメンテも、これも行っていくというのが、施主側の、そういう所に頼られるというこ
とが、状況です。

そうすると、やっぱり、町内の業者だけに頼まれた方にのみ、補助金を出す。そうじゃ
ない方も、実際、家の状況としては、メンテをしていかなきゃいけない。そういう方には、
補助金が出ないと。そういう結果にもなってしまいうんですね。こういうリフォーム事業と
いうのは。

ですから、私は、公金の支出なり、公平、平等に行っていくという観点から見ると、私
は、その点では問題があるなということを感じております。

で、まあ、もっともっと、その40軒が、確かに増えたということはね、そういう、そ
の制度の中で、件数的には、多分、小さな事業のものであっても、30万以上ということな
んで、30万であれば、これは何パーセント出るんですか。ここは。

〔鍋島君「つまり、工事費の、20万円限度額として出るんです」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） いや、30万円で、20万円出るわけじゃないんでしょう。

〔鍋島君「違う、違う」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） ですから、

〔鍋島君「ああ、ああ、そういう意味ね」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） 当然、その、20万円は限度ですけれども、例えば、1,000万円の工事しても20万円でありね、例えば、30万円ののであれば、その1割とか2割とかというところで、決められているんじゃないかと思います。

〔鍋島君「そうです」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） はい。
ですからまあ、そういう小さなと言いますか、小規模の工事であってもね、出るということでの申請が増えたんだろうというふうには推測をいたします。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

16番（鍋島裕文君） まあ、町長は、自分でたどっていただいて、そうなんですよ。そういうね、30万円を超えて、30万円で20万円ということありませんよ。上限額ですから。それで需要が増えたということだというふうに思います。

それで、だから、町長に確認したいのは、結局、この制度を作ることによってね、そういった、小さな仕事に対する件数が増え、需要が増えておるといふ、そういう事実を認められるのかどうか。それが1点目。

それから2点目に、入札参加資格のない業者の状況を、例えば、平成23年度では、施工業者18業者のうち、資格のない業者が15者。資格ありが3者。平成24年は、16施工業者が請け負ったのに対し、13者が資格なし、3者が資格あり。この点がね、この点が一番の魅力なんです。視察行った者に対しては。この点は、やっぱり大いに検討すべき点ではないかと、そのように思うんですけれども、この点の答弁お願いいたします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

町長（庵逄典章君） まあ、それは、制度が、こうしてあれば、それは当然、その評価は、いろいろとあると思いますけれども、ある程度の、それは、効果はあることは確かだと思います。

ただ、それを公金で、町の制度としてやるべきものかどうかということは、また、別の問題だと思います。

それから、入札参加についてもですね、先ほどの、中身は細かく、その40何軒のが、

どういう工事の内容であったかは分かりませんが、一つ一つ、小規模で限定された工事ということになるとですね、個人で請け負われているという形が多いと思うんです。左官とかペンキ屋さんとか、クロス屋さんとか。本来は、そういう方ですね、そういう一つの建築で大きくあえば、事業者、建築業者の中の、その職種として、専門職種として仕事をされている。たまたま、そういうことを請ければ、個人で請けている。だから、資格は、当然、取っておられませんからないということでの、その仕事ではないかなというふうに思います。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

16 番（鍋島裕文君） 高浜町の条項によりますと、30 万円を超えた額の 5 分の 1 の補助。上限が 20 万。こういうことになっております。そういった点で、ぜひ、検討よろしくお願ひいたします。

じゃあ、最後の問題に入ります。

最後に、管理不全な空き家で周辺住民に悪影響を及ぼしている問題で、小野市の空き家条例に学んで、本町でも、その解決をすることを求めて質問いたします。

先の 9 月議会での岡本議員の空き家質問に、持ち主不明の空き家について、町長は大きな行政課題と答弁しています。この問題について小野市は、空き家条例を制定し、施行を来月、来年 1 月 1 日としています。この条例は 16 条よりなり、管理不全な空き家を廃屋と規定し、自治会からの情報提供を受けた廃屋は、行政代執行、すなわち議会の議決を経て、所有者に代わり除却、修繕などの必要な措置を講じて、その費用を命令の対象者から徴収できるとしています。そこで、伺います。

第 1 点目、本町の著しく周辺的生活環境に悪影響を及ぼす恐れのある空き家、小野市条例では廃屋と言いますが、件数はどのくらいあると見ておられるのか。

第 2 点目、小野市の行政代執行の有効性については、町長は、どう考えられるか。

第 3 点目、本町も条例化を検討すべきではないか。

以上、町長の答弁をよろしくお願ひいたします。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願ひます。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、鍋島議員からの最後のご質問でございます。

小野市の空き家条例に学べというご質問でございますが、1 点目の、廃家に近い家屋の町内の件数についてのご質問でございますが、町で行っております空き家の家屋調査は、定住促進の観点から商工観光課で行っておりますが、居住可能な空き家をベースに調査をいたしておりますので、空き家で管理不全状態の廃屋に近いと言われる件数は、把握をいたしておりません。

また、管理不全の空き家の定義は捉え方で件数が異なってまいりますが、平成 22 年度以降、住民の方から、支障があると、危険であるというふうに連絡があったものにつきましては 6 件ございました。この 6 件につきましては、個人財産に行政が立ち入り、除却、修繕はできないものと判断し、防災上の観点から企画防災課が中心となって、自治会や近隣住民と一緒に所有者の特定、連絡、状況説明、除却、修理等について要請をし、対応を

したところでございます。

次に2点目の、行政代執行の有効性についてのご質問でございますが、空き家問題は大きな行政課題であり、今後も空き家の増加、また、管理不全の空き家が増加することを懸念をいたしております。

これらの対策の課題といたしましては、一つ目に、所有者が、当然、不明ということ。が、多い。

それから、相続が発生し、相続人が不確定であること。

また、管理不全家屋としての、その相続人なり持ち主に認識がないというような場合があります。

また、放置家屋も財産であり、なかなか除却等に応じられないということ。

また、経済的な資力がなくてですね、除却したくても、その費用が支払えないということなどがございます。

指導要綱等設置をしているところに、この空き家についての指導要綱を設置しているところにお聞きしましたところ、先にお答えしました課題の中でも、圧倒的に多いのが経済的な資力が無いという理由から強制執行できず、助言、指導程度に留めざるを得ないということでもありますので、現段階で行政代執行し、除却や修繕を行ったとしても、費用の回収は非常に難しいケースが多く発生するというふうに推測をいたしております。

先の6件の対応のように、町が一緒になって、自治会や隣接住民と知恵を絞って対応することが、防災上の観点からも現時点での、できる範囲の対策ではないかなというふうに考えております。

また、予防対策として、地域住民の取り組みにより、地域全体で放置家屋等を発生しにくい環境づくりを進めることも非常に肝要かというふうに考えます。

しかしながら、対応しきれない問題等も発生することも推測されますので、小野市等の空き家に対する対策の動向を、これは、十分勉強させていただき、検討課題としてですね、今後も持たなければならないというふうに考えております。

以上、この場での、このご質問に対するご答弁とさせていただきます。

[鍋島君 挙手]

議長（西岡 正君） 残り5分でありますので、よろしくお願ひします。

はい、鍋島裕文君。

16番（鍋島裕文君） 実態としてはね、なかなか分からないという点が言われました。

確かに、町の要綱というのは、空き屋情報活用システムですから、何も、廃屋を対象にした要綱ではない。本町にあるのはね。いかに、賃貸し等、貸家にするか、そういった便宜を図るという要綱になっています。

しかし、実態としてね、この管理不全な空き家の問題というのは、住民から寄せられておるんですね。

で、現に聞きますけれども、22年度以降、6件、そういった問い合わせや、いろいろ相談があったということでもあります。問題は、6件が解決しておるんだったら、それでいいんです。素晴らしい解決法ですね。

で、私のところへ寄せられているのは、平福のね、持ち主が、仮にKさんとしましょう。Kさんのお宅。20数年前から空き家になっていて、非常にね、危ないというふうに周辺の方が、何度も役場にも行かれておるし、勿論、自治会長さんも相談に行かれたそうです。未だに解決していないんですね。その最大のネックは、個人資産ということですね、町長言

われた、諸々の原因ですよ。これを解決する方法として、この小野市が、こういった行政代執行、強制執行しようとするれば、費用負担をね、そちらに要求するというものですから、資産がなければしにくという事情はありますけれども、ありますけども、そういったね、なかなか解決しない、この管理不全な空き家を解決していくためのね、一つの方策としては、やっぱり小野市の条例は注目すべきだと。

町長も勉強すると言われておるから、されたらいいんだけども。

聞きますけども、その6件は解決したんですか。

それから、だったらその、平福のKさんの空き家は、未だに苦情が出てますけれども。

それからまあ、実は、私のとこ、久崎にもね、あったんですよ。これは、こういう解決は、二度とあってはいけないけども、水害でね、そういった問題が解決したというような面もあるんです。これは、二度とあってはいけませんよ。

だから、そんな解決じゃなくて、やっぱりきちっとしたね、解決を求めるという意味で、この条例化の検討を、真剣に願いたい。6件は、解決してますか。

議長（西岡 正君） はい。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（横山芳己君） お答えします。

根本的な解決は、まだなっておりませんが、先ほど申しましたように、危険な、例えば、瓦が落ちるとか、横の壁が落ちるとかいうふうな対応につきましても、危ない瓦はのけるとかいうふうな、基礎的な解決だけでありまして、いよいよ、空き家をどうするというような解決には至っておりません。以上でございます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

16番（鍋島裕文君） 解決してないんでね、ぜひ、やっぱり真剣な検討をお願いして、私の質問を終わります。

議長（西岡 正君） 鍋島裕文君の発言は終わりました。

ここで休憩をしたいと思います。再開を2時15分といたします。

午後01時59分 休憩

午後02時15分 再開

議長（西岡 正君） 休憩を解き、会議を続行いたします。

続いて、10番、山本幹雄君の質問を許可いたします。

〔10番 山本幹雄君 登壇〕

10番（山本幹雄君） 10番議席の山本です。

昨日から一般質問、また、一昨日の衆議院の選挙立会いと、連日のことでお疲れと思いますけども、もう少しお付き合い願いたいと思います。

で、今回、私は、2点について伺います。

まず1点目は、防犯灯の設置についてと、2件目は、町内への移住促進についてであります。

この場においては、防犯灯の質問をさせていただきたいと思います。

この防犯灯の設置については、24年度は、設置を新設で50基、取り替えは350基を予定し、予算を1,987万円計上されています。

しかし、23年度を見ると予算では390基、うち新設を50基とされていたが、実際に行われた工事は、防犯灯の電気をLEDに750基交換ということになっており、予算額も1,936万7,000円から935万1,069円と半額以下に減額されています。

しかし、変更についての説明は、23年度決算特別委員会時、すなわち24年9月において、初めて、変更があったことについての説明を伺ったわけであります。それも、ある議員が、その点について質問をしたことにより、答弁で初めて変更があったことを議会で説明をしたということであります。

ですから、それまで、23年度中は390基、うち新設を50基されたものと勘違いしていたわけであります。

そこで伺いますが、24年度として防犯灯の設置は、どのようになっていますか。当初予算どおりの設置計画になっているのかを伺います。

また、新設工事については、設置基準があるが、どのようになっており、自治会長は理解されておるのでしょうか。

そして、防犯灯の設置を設置基準で考えた時、小学校・中学校の下校時、安心・安全をどのように考えるのか。通学ということを考えれば、自治会の要望、申請ということだけではなく、行政として考えなければならない問題ではないでしょうか。町長の考えを伺います。答弁よろしくお願いいたします。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、一般質問、最後のご質問になりました、山本議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、最初に、平成24年度の防犯灯設置についてのご質問でございますが、防犯灯のLED化事業につきましては、平成23年6月の山本議員の一般質問時にもお答えをさせていただきましたが、消費電力が少なく、環境問題でも対応できるエコ対策、また、維持管理経費が安価なLED灯に、今後、交換していくことの方角をお示しをいたしました。特に、電気代が1基、月に約100円安くなることや、球替えが約15年間不要になること等から、年間約800万円の維持管理経費が軽減できるというふうに試算をしております。

また、消費電力も約3分の1になり、環境にやさしく、二酸化炭素排出量を削減でき、地球温暖化防止に貢献できるものであります。ただし、初期投資の費用が、相当高額なために、財政の状況から、当初、4、5年の年次計画で実施を予定をしております。

その計画の2年度目として平成24年度の当初予算は、設置工事費として新設50基、取替え分350基で1,987万円を予算計上をしたところでございます。

その内容は、平成23年12月に電気事業者から見積りを徴収をし、1基分の取り換え費用を基に予算計上をしたものでございます。

平成 23 年度事業の入札を 2 月に実施をしたところ、予定より、非常に安価に工事ができましたので、平成 24 年度の予算額では、1 基 2 万円弱で計算すると、防犯灯の残り約 1,000 基の改修工事が行え、今年度で全ての防犯灯について事業が完了できる見込みになっております。

なお、昨年度予算で執行残が出ましたのは、予定しておりました器具の老朽化したもの及び自治会との調整が完了したものを改修工事をした結果であり、予算額全てを執行できる事業量がなかったため、予算全額を執行することができませんでした。

次に、設置基準についてでございますが、旧町ごとに設置基準が、これまで、まちまちだったために、合併協議会の調整事項として、維持管理については、旧町のままといたしましたが、昨年度に設置基準の見直しを行い、基本的な考え方をお示しし、昨年 12 月に自治会へのヒアリングを行い、概ね了解を得たため、新しい設置基準を作成をして、3 月には、議会へも説明を行い、新しい設置要綱を制定をいたしました。これに伴い、本年 7 月には自治会名義の街路灯の内、一部を町名義の防犯灯への変更等を行っておりますので、各自治会おかれましては、概ね、ご理解をいただいていると考えております。

特に、小学校、中学校の下校時の安心・安全についてでございますが、設置基準には、通学路等の定めはございませんので、主要な幹線道路の通学路につきましては、自治会、学校、教育委員会等と協議しながら、必要な場合には、町で設置をしたいと考えております。

生活安全条例の目的である安全な町づくりを推進し、夜間における歩行者の安心、安全の確保と犯罪の防止を図ることを目的としております。設置については、自治会のほうからの申請に基づき、設置基準に該当すれば町が設置をしておりますが、町としても、その申請がなくても、必要であるというふうに、調査したところにおいては、自治会と相談をして、設置をしてきたところもございます。

防犯灯の設置には、地権者及び周辺住民の皆様のご理解とご協力が必要なため、自治会からの、当然、申請といたしております。

今後の取り組みといたしましては、防犯灯を省エネタイプの LED 灯具に変更し、維持管理費の増大、光害対策、地球温暖化問題などを考慮しながら、防犯灯設置基準の範囲内で必要な場所に設置をし、不用になった場合は廃止するなどして、町民の皆様のご安心、安全を確保していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上、この件についての、この場での答弁とさせていただきます。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

10 番（山本幹雄君） そしたら、ちょっと再度質問させていただきます。

この設置ですね、この 9 月議会の時に質問させてもらった時の答弁としては、僕らは、23 年度の予算の中で、設置を、予算化賛成という形で、決定させてもらったんですけども、この前の 9 月の決算特別委員会で、課長答弁では、50 基そのものについては申請することじゃなくて、ヒアリングを、去年、23 年度の 12 月に実施したわけなんですけども、その中で、までもヒアリングも実施しました。防犯灯として緊急にやっておかないといけない云々とあるんですね。と答弁されています。

で、その時は、ねっ、特別委員会ということで、再質まで含めて 3 回ということなので、終わりましたけれども、けど、よく考えてみると、23 年度の 3 月議会で議決したことを、

23年度の12月にヒアリングして、それだったら、順番が逆じゃないのかなというのを感じます。

だから、23年度にこうしますよと、ねっ、付属の資料まで付けてもらって、こう付けますよというのを聞いておったのに、それから、3月でしょう。4、5、6、7、8、9、10、11、12、9カ月も経って、ヒアリングして決めました言われたら、あれ、ちょっと待てよ。その前に3月に決めた、予算委員会で決めたことは何だったんかというようなことになってしまいますんで、私は、その、今、町長が言われたように、安くして、それで、入札よりも安くなったんでって、それは非常にいいことだと思うんですよ。それは、もうほんまにいいことなんで、で、いいことなんで、こんだけあったんだったら、逆にこう、もっとう、新規のを付けれるところがあったら、たくさん、50基いうても、佐用町全部で見たら、大したことないです。だけど、ちょっとお金が多かったんだったら、ちょっと余ったんで、70基、ちょっと頑張っけて付けたとかね、私、今なんかだったら、特に、皆だろうと思うんですけど、中学校の子なんか、自転車で帰って来るのを見るとね、これ、あんまり良くないという所がやっぱり、結構あると思います。

それで、町長、今、言われたように、自治会長の要望で、私、あの変更があったというのは、前回聞いて知ってます。防犯灯の基準、街路灯の基準いうのがありました、それがこう変わったんだと。

で、一番、なぜ、もういっぺん、こういうこと聞いたかというのと、その防犯灯の場合、自治会が持つ、その本来、その電気代とかいう形の中で、街路灯だったらあかんけども、やっぱり防犯灯はそうではなくして、集落と集落の間とか、どうしても、これは必要だないようなところには、自治会長は目は向けない。その分だけ、要望なんか、当然、ないだろうというところに対しては、町が、やっぱり目を向けて、ここは、自治会長からも、当然、申請はないだろうけども、必要だろうなというところがあると思います。

でも、それは、僕だけじゃなくして、皆、感じている部分があると思います。

そういうところを、どうするんかということの中で、その設置基準どうなんだというのを、ちょっと伺ったわけです。

だから、そこらへんを、やっぱり前もって、ちょっと今、答弁中でありました。町がやります言われましたんで、そこらへんを、今年、もうちょっと、進めて、きちっとね、1個でも付けれるところがあったら、学校近辺とか危ないんで、前向きに付けていただきたいという思いの中で、ちょっと質問させてもらってます。その答弁お願いします。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 一番は、最初に、旧町で、それぞれ、この防犯灯、街路灯のですね、設置基準が、かなり違っていて、不公平感があったというところがありました。そこを調整したということがあります。

それから、こういう時代の中でですね、やはりLED化を行っていかうという方針ですね。

それを、自治会長さん、皆さん、地域間での調整に、かなり手間取ったことは、確かにあります。それぞれやっぱり、前からの、設置し、管理してきた経緯というものがあったので、それを変更したり、ご理解いただくのにですね、時間が掛かって、予算を議決いただきながら、執行していくのにですね、かなり時間が掛かったという点は、ありました。

で、しかしまあ、実際、一つの基準を作った中で、じゃあ、それで今、十分かといいま

すと、決して、全て、何の、夜出歩く時にですね、懐中電灯とか、電気の照明をつけなくても歩けるかという、それほどの明るいことはできません。

しかし、地域によって、これまで、かなり、間隔を狭く設置がしてあるところと、非常にまあ、間隔が遠くて、なかなか、その間、真っ暗な所がありました。そういう点についてもね、前回、最初にやった所も、集落間の街路灯ですね、防犯灯、これについては、かなり増やした所もあります。

今年も、そういう事業として行っておりますけども、これは決して、これで終わりということではなくて、一応の当初の計画としては、今年度で、4年、5年掛かってと思っていたのが、その分については、この24年度で、相当数が、だいたいができるんじゃないかなというふうに見ておりますけれども、更にですね、今、議員もお話しのように、私も、夜走ってみてですね、ああ、こんな所が暗いなど。全然ないなという所が、かなりあるんですね。

で、そういう所については、当然これ、自治会長さんや集落のほうからの要請や、そういう申請がなくともですね、町のほうとして、やっぱり必要であろうというふうに判断したら、これは勝手には付けませんけれども、地域のほうにお話をさせていただいて、それを増設をしていくということ。このことは、やっぱり、これから、やっていかなきゃいけないなというふうに考えています。

この点について、私も、担当課のほうにですね、そういう指示をし、私自身も走った時に、あの辺が、非常に少ないよと。もうちょっと、あのへんは、増やさなきゃいけないんじゃないかというような話も、箇所も指示をしている所もあります。

で、これ、LED化することによってですね、かなり管理経費は下がるんですけども、実際、当初、LEDの器具というのは、非常に高価な、高くてですね、通常の、今までの蛍光灯の器具と比べるとですね、3倍も4倍もしていたという点がありました。

で、予算上は、そういう中で、それでもということで、やって来たんですけども、最近、入札をさせていただいたり、器具自体も、非常にまあ、大量生産されていると思うんですけども、非常に安くなってきたという点があります。

で、今回、行っている中で、集落で管理をさせていただいている器具についてもですね、申請があれば、要望があればですね、同時に、この器具に変えていけるようにね、その辺の便宜は図っていきたいというふうに、担当課のほうで、それぞれ自治会長さんのほうにも、お話をさせていただいているところです。

まあ、まだまだ、十分とは言えませんけれども、できるだけ、バランスを取ってですね、特に、全く真っ暗の状況の中で、子ども達が通学、特に、高校生なんか、これから夜の、遠い所からも自転車通っている高校生もいます。そういう点を配慮しながらですね、整備は進めて行きたいと思っております。以上です。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

10 番（山本幹雄君） そしたら、もう1度聞きますけども、24年度では、だいたい新設何基ぐらいで、後、今現在付けた部分と、後、どれぐらい予定しておるというのがあったらと思うんですが。

議長（西岡 正君） はい。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（平井隆樹君） 新設につきましては、要望があった場所についての 50 基、予算を置いておるふうにして、それ以上のことは、今のところ考えておりません。

で、一応、残りの防犯灯の器具を、通常に分からLEDに変える分を約 1,000 基思っております。これで、町内の全て変わっていくと。

で、町長の、先ほど、最後のほうに説明にありましたように、各自治会で、もし、要望があるようであれば、役場が入札した金額、そのまま、業者に、その金額でお願いしてみようということで、町内の自治会長に案内をしておるところでございます。

で、当然、費用は、各自治会持ちになるんですけども、当然、町が入札した額と同じ額をお願いするんで、非常に安くできるのかなと思います。

それで、一応、概ねの値段なんですけれども、今、1万 2,000 円ぐらいにならへんかなということで、ご案内はしておるんですけども、その内訳も、これ見込みです。あくまでね、まだ、入札しておりませんから。本体の灯具が約 7,000 円、それから関電の申請が 3,000 円、それから処分費が約 2,000 円、それで 1万 2,000 円になります。

で、もし、そういう形になりますので、自治会には、1万 2,000 円というお話で進めております。

〔町長「そんなに安いのか。工事費はどうなっているの。工事費入れてか」と呼ぶ〕

企画防災課長（平井隆樹君） はい、そうです。はい。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

10 番（山本幹雄君） これ、自治会にとって、防犯灯も自治会が見るんでしたっけ。街路灯、

〔企画防災課長「街路灯の分です」と呼ぶ〕

10 番（山本幹雄君） が、そうだったんです。

だから、僕が言いようのは、街路灯はいいんだけど、防犯灯として、新規、今年、何個作ったんかと。

それで、後、何ぼ、50 基いうてるけど、きちっとできるんかどうかということのを伺いよんです。

街路灯は、どっちでもいいんですが。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（平井隆樹君） 先ほど申し上げました防犯灯の器具の取り替えが 1,000 基。新規については、50 基で、申請を見て、3 月までに検討して、適した場所には付けていくと

いう考えを持っております。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

10 番（山本幹雄君） 話が、いっこも前行かんのやけど。いやいや、今年、何ぼ付けたんなどということと、後、何ぼ予定しておるん。今年、ゼロならゼロやけど、今、きちっと 50 基、後、残り、計算しておいて付けますいうんか、いうことなんや。今、何ぼ付けたんなというよなことを聞きよんです。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（平井隆樹君） 失礼いたしました。

予算は、50 基持っておりますが、今、付けておるのは、ゼロでございます。

で、要望が出ておりますので、この 3 月までに、職員で見まわったり、自治会と協議して、決めていきたいというふうに思っております。それは、50 基付けるか、ゼロになるかは、それは分かりません。できる範囲での対応をしていきたいと思っております。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

10 番（山本幹雄君） あの、何かね、町長の答弁と、ちょっと違うんじゃないかなと思うたりするんだけど、僕が、先ほど言わせてもらったんと、町長が答えてもらったという部分の中で、自治会からの申請だけではなくして、自治会間の間に、これは、ちょっと、どう見ても、自治会長が申請しにくいような場所について、そういう暗いと思うような場所については、自治会じゃなくして、行政が責任を持ってというようなことで、話しさせてもらったし、町長も、そういう答弁だったと思うんですよ。

それで、そうなると、50 基は、自治会から要望するような場所なんだろうけども、それ以外の、そうでないような場所、ここはというような部分も実はあるんじゃないかと。そういう部分においても、きちっと対応してもらえるんですねという部分があるんであって、今、50 基出ますから、50 基しますいう。それだけではなくして、じゃあ、前年度、そういう形で余ったと。で、実際問題、今年、予算の中では、昨年と同じぐらいの予算の中で、昨年と同じように 50 基というようなことであるならば、逆に、思ったより、1 個、1 基 1 万 2,000 円程度でできるということであるならば、もっとこの、50 基じゃなくして、逆に、もっとできるんじゃないかという形に考えます。ねっ。去年でも余ったんだから。

だったら、今、50 基じゃなくして、最低でも 100 基ぐらいはできるようになるんじゃないかと思うんで、さっき言われた自治会間の、自治会長が要望しにくいような場所でも 50 基ぐらい考えましようということが出来るかどうかということをお願いします。

議長（西岡 正君） はい。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 一つの基準は決めておりますからね、どこにでも、何でもというわけではないんですけれども、先ほど、私が、答弁させていただいたとおり、集落間においては、自治会長さん達では、なかなかね、そこまで、要望されない所もあります。ですから、そういう所について、新規でですね、これは、自治会長からも申請を受ける分もありますけれども、とりあえず 50 基という新規分を今年の予算で確保しているということです。

ですから、それは、そういう、その必要な所については、これから、町として、私も、そういうところで、指示もしておりますけれどもね、担当者も、今までずっと整備していく中で、間隔の非常に長い所、必要な所というのは、ある程度把握もしておりますから、そういう所で、交差点の所とか、カゲの所とか、危ない所というような所は、設置をしていきたいというふうに考えております。

で、まあ、その 50 基をね、何も、50 基だけじゃなくって、必要であれば、今年の予算があれば、増やしても、それは、私は、いいと思ってますし、今年できなければ、来年度で、また、お願いして、議会のほうで、また、予算を計上させていただいてもできます。

ただまあ、まず、LED化ということでね、今年の方は、特に、既存の、約、残り 1,000 基というものがあります。これを、全部、LED化にして、防犯灯のLED化を、まず、完了させたいという、このへんが、これは、一番基本的に、一番大事というんか、今年の事業としては、大きな事業であろうかと思っております。はい。

[山本君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

10 番（山本幹雄君） そしたら、一応まあ、町長が、先ほど答弁いただいたような、その集落間においても、ちょっと自治会長が、出しにくいような所においても、ちょっと、そういう所については、検討してもらおうということです。

ちょっと、久崎と円光寺の間なんかにしても、何年か前あったんですけれども、どっちも、なかなか手を挙げにくいということで、当時の自治会長と話したこともあるんですけれども、そういうとこなんかね、こういう時に、もし、予算が余るようであれば、ちょっと申し訳ないけど、50 基とは言わず、お願いしたいなという部分と、LED化ということでね、1 基について、何ぼだったかな、結構安くなるみたいですがけれども、年間で 800 万円ぐらいのお金が浮くみたいなのを説明されてましたんで、それは、それで大いに結構なんで、やっていただきたいなと思うんで、子どもらが、安心して通学できるように、夜、クラブ、帰ってもできるようにだけね、お願いしたいと思います。はい。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい。

町長（庵逄典章君） ただ、ちょっと付け加えさせていただきますけれども、今、課長が、だいたい 1 万 2,000 円ぐらいというのは、一つの入札した結果ですね、それぐらいになる

んではないかということで、お話ししてはいますが、これは、取り替え分なんです。取り替え分ということは、そこにもう電気が来ていて、関電への申請もしてある。その申請は、今度、LEDにすることによって、その電気代が安くなるので、安くなる、変更の申請は要るんですけども、基本的な申請は、既にできている部分を、配線もしてある部分を取り替えると、工事費も、少なくて済むし、安くできますよと。だから、集落にお話ししているのも、今のやつを取り替えて、場所を変えたりしますと、当然それは、また、別個にですね、工事費が掛かります。

それから、この新規の場合になんかなると、特にですね、新たな申請と、その、場所がなければ、そこに防犯灯の支柱を立てなきゃいけないとかですね、相当な高額な事業にも、費用にもなってしまうという所、そこはちょっと、説明が不足しておりましたので、そこは、確認だけさせていただきます。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

10 番（山本幹雄君） その1万2,000円は取り替えということの中で、新規になれば、高いから、そんなに簡単にできないだろうと、工事費も要るだろうしね、それは、そうとしまして、できるだけ、付けれる範囲でね、無理は言いませんけれども、予算が、去年みたいにこう、1,000万ぐらい余るというようだったら、それはやっぱり、ちょっと、そういう形ででも、1基でも2基でもお願いできるようにしていただきたいと、そういう形で質問してます。そういうことで、一つよろしくお願いします。

それでは、1問目の防犯灯に関する質問は、これで終了いたしまして、2問目の、町内への移住促進についてということをお伺いしたいと思いますけども、よく考えてみると、この質問、ちょっと内容は、いろいろあるでしょうけど、鍋島さんにしても、高木さんにしても、岡本さんにしても、言わんとすることは、結局、一緒かなというような感じで、どこもあったりする部分もあるんですけども、この場で、町内移住者についてということについて、ちょっと話を伺いたいと思います。

町外の方が佐用町へ移住される計画をされている時、町は、どのように応援しようとしているのかということで、佐用町は、高齢化も進み人口も減少の一途であります。平成17年、4町合併時、佐用町の人口は2万2,000人とされておりましたが、それが、合併後7年で人口は、1万9,000人を割るばかりになっております。少しでも人口減少を食い止め佐用町の発展を考えた時、町内への移住者を、どう取り込めるかということ、町として考えなければなりません。しかし、空き家対策にしても、佐用町として移住を考えられておられる方々に、十分な情報提供ができていないかと言えば、なかなか、そのようになっっていないように聞きます。

佐用町に移住を考えられておられる方々への情報提供は、どのようになっていますか。

また、合併後、町内へ移住される方々は、何名ぐらいおられますか。

移住についての問い合わせは、どのようになっていますか。

その点についての、答弁をよろしくお願ひいたします。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願ひます。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、2点目のご質問、町内への移住促進についてというご質問にお答えをさせていただきます。

高齢化が進み、人口も減少の一途であり、定住を促進する対策は必要不可欠でございますが、人口だけが增加すれば良いというものではないということも懸念されております。

例えば、空き家を賃貸し、転入してくださったのですが、家屋の扱い方が酷く、家主とのトラブルが発生し転出をされたり、転入いただいた自治会には、自治会の風習や伝統、習わしというものがございしますが、都市部から移住されてこられた方には、そのことがご理解いただけず、自治会活動の停滞につながったりすることもございますので、一概に、移住促進を進めれば良いというものではないということで、慎重に且つ積極的に進めなければならぬというふうに考えております。

ご質問の一点目でございますが、移住を考えておられる方々への情報提供といたしましては、窓口等にお越しいただいた方のニーズをお聞きし、それにそった形で公開できる範囲で情報の提供を行っております。

窓口等で対応することによって、前段に申し上げました自治会活動等の必要性も受け入れてくださるようにご説明をさせていただいているところでございます。

また、お電話等の対応についても同様の対応で、移住される限りは、生活の基盤の居住地となることから、まず、必ず現地を見ていただき、窓口へお越しいただくようにご案内をしております。

一般の不動産業者のように、売り手と買い手との仲介ではなく、ワンストップにおいて行政指導を入れておりますので、移住者の中には、時間を要することから敬遠される方も事実ありますが、大変重要なポイントでありますから、今後も、このような、町においての説明、指導ということを行った上での情報提供を行っていきたいというふうに考えております。

情報提供の内容といたしましては、住宅関連といたしまして、特に、登録のある空き家・空き地の紹介。町営住宅のご案内。生活支援関連といたしまして、教育施設の案内、子育て支援のご案内などを行っております。

次に、2点目のご質問であります。合併後の移住者の人数ですが、転入されてきた方の全てが町の仲介によるものではございませんので、なかなか実数は把握できませんが、町が仲介をし、空き家等を利用して転入されてきた方は、延べ5名であります。空き家を利用し、町内で転居をされた方は4名。また、週末等のリゾート感覚で空き家を購入し、もしくは賃貸していただいているケースが3件ございます。

定住促進の観点からの政策は、この定住促進の観点から、移住促進、空き家の利用の政策は急務でございますが、先に申し上げましたように、人口が増えれば、全て良いというものではございませんので、贅沢な希望かもしれませんが、地域や町を、地域の皆さんと一緒に支えていただけるような方に、空き家を利用いただき、町内に移住していただければいいなと思ひまして、そういう面で、今後とも努力をしていきたいというふうに考えております。

以上、このご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

10 番（山本幹雄君） 佐用町の場合、単純に移住者を受け入れるのがいいのかということ、いろいろな問題も多分、あろうかと思ひます。

一番、その中でもいいのが、ほんまは、こちらに更地があつて、そこへ新居を建てていただいて、若くて働き盛りの人で、子どもをたくさん連れて来ていただけるというのが、多分、一番理想なんでしょうけども、一応、はっきり町長は申されませんでしたけど、もうちょっと、そうではない方の方が、結構多いのではないかとということに危惧されている部分もあるんじゃないかとは思いますが。

ただ、佐用町の場合、やっぱり、これだけ人口が減少していけば、今、一人でも多くの人に来ていただく。人が来ることによって、経済活動が生まれるということもあります。

そういった意味で、やはり人口2万人は、最低、何が何でも維持するという方向性を持たなければならないんじゃないかなと思います。

確かに、文化とか風習の違いの中で、地元、せつかく大阪のほうから来たんですけども、なじみずに、トラぶって困っているというふうな話を聞いているところもあります。

だから、街の風習と考え方、文化はこっちへ持って来て、それが直ぐ、受け入れられるかと言えば、確かに、問題はあろうかとは思いますが、しかし、そういったことは、佐用町だけで問題ではなくして、いろんなところで、起こり得る問題でありますし、そういったことは、乗り越えながら、何とか、2万人の人口は維持するという姿勢が必要ではないかと思うんです。

そこで、窓口としての情報が、本当にこう、テキパキとした、いい情報がなされているか。空き家政策にしても、空き家登録が、どの程度できているかということが、問題になってくるんじゃないかと思うんです。

確かに、人口なんか心配せんでいいわいという、都市部においてはいいんですけども、佐用町は、やっぱり、これだけ減少すると、いかに人口を守るかということになれば、空き家登録にしても、十分、力を注ぎながら、行っていかなければならないと思うんですけども、この空き家登録いうのを、佐用町、確かやっていますけれども、この3年ほどで、どれぐらい、その数の増減いうのは、あるんですかね。空き家登録の。

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長ですか。

〔町長「課長」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい。

商工観光課長（横山芳己君） 空き家登録につきましては、現在のところ、ひょうご田舎暮らし・多自然居住支援協議会の中で登録しておりますのが、26件ございます。

で、ここ数年での増加なんですけれども、この8月でした時には22件でしたので、それからは、4件増えておりますけれども、それ以前のことにしましては、手元に資料がありませんので、ちょっと不明確です。現在のところは、26件の登録がありまして、登録は、売買なり賃貸ができたのも入っておりますので、その成立件数が5件ありますから、更地につきましては、21件でございます。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

10番（山本幹雄君） すいません。

まあ、本当にね、登録を、ドンドンしていただいて、人数増やしていただきたいなと思

うんですけども、移住者について、町の介入によって、定住したんが4名、別荘的な形が3名というような形だったんで、わりと少ないなという感じでしたね。

で、実際問題、佐用町に、結構たくさん、実は来ていると思います。ここ数年。結構、あっちから来ている、こっちから来ているという人、結構、聞いてますから、ああ、結構、移住者が多いんだなというようなことの中で、やっぱり、そういった方を一人でも呼び込むということが、私は、今の佐用町には、必要やろうと。

その中で、もう一步踏み返したら、若くて、元気で、子どもをたくさん連れてというのが一番いいんでしょうけれども、そういうふうには持っていけるような状態を、少しでも作りたいと思いますけども、作っていただきたいと思いますけれども。

ただ、その、私、ちょっと聞いたところによると、窓口は、一本化にしてやっているんですけども、その、本当に移住しようという考える人が、情報をきちっと提供されているんだろうかと。

で、ある人から聞いたんですけど、私が、初めて来た時と、数年後に、その関係者が来た時と、いただいた情報が、全く一緒だったというふうな話だったもので、ということは、全く、何言うんか、定住者、よそからも、Iターン、Uターンとよく言われますけど、そういったことに対して、何ら、まだ、実は、手を打っていないんかなと。何か、流れの中でしているだけなんかな。佐用町としては、前向きに、あんまり取り組んでいるようなふうはないなというふうな発言を、ちょっと聞いたんで、佐用町として、Iターン、Uターンを、今後、どういう形で進めようとしているのかを、もういっぺん、伺います。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 空き家対策につきましては、人口の問題と、もう一つは、先ほど、質問にありました、その防犯とか、地域の環境ですね、そういう2面の面があるかと思えます。

で、町としても実態を、把握、まず、するために、一昨年から、空き家調査ということで、全町にわたっての、現在、空き家の状況の家屋を調査をして、そのリストを作っております。

それによると、廃屋になるような、もう住めないような物は除いてですね、ある程度の手を入れたり、それには、いろいろと状況に差はありますが、そういう家屋として存在している、使えるという状況の物で500棟ぐらいの、500軒ぐらいの、既に空き家の状況になっているということを、調査をしております。

ただ、まあ、それをですね、新たな人に貸すとか、また、売却するとかというのは、また、別問題で、その方々ですね、実態調査をしなきゃいけないということで、担当課のほうでは、そういうことを準備しているところです。

で、今、非常に、今、山本議員もお話のように、町内にも、そういう、その空き家をね、買ったりして、移住されている方も、かなり私も知っています。その大部分がですね、民間の業者を通じて、民間業者が、新たな住宅、こういう分野に進出をされて、田舎暮らしを勧めるということで、それを売りにですね、古い家を購入して、いくらかの改修を行ったりしてですね、それを転売していくというような事業が、かなり、これは、佐用町だけじゃなくって、全国的に、そういう事業が展開をされておまして、佐用町の中におい

てもね、逆に貸すだけではなくって、もう必要ないということの中で、そういう業者に販売を依頼すると言われる方は、相当あるのではないかなというふうに思っております。

そのあたりが、なかなかですね、民間業者、これも1社だけではないんで、たくさんあるんで、実態を正確に把握することはできないんですけども、それも一つのね、方法は、方法だと思います。

ただまあ、そういう形になると、先ほど、一つ懸念をしました、それは一人でも人口を増やし、一人でも来ていただきたいということのほうが先決じゃないかという、そのお話は、当然、それも正しいと思うんですけども、地域、集落においてですね、一人の、その移住者によって、非常に皆さんも、いろいろと、その集落内の問題として、大きな問題になって困っておられるという例もあります。

ですからまあ、町としては、そういう、その、今後、空き家、まだまだ、増えますし、町民の皆さんに、町を通して、ある程度、その、今、登録は、非常に少ないと。確かに、その500軒の軒数からすればね、少ないことは少ないと思います。

こういう、町に、そういう登録をしていただいて、情報として必要な方に提供できるような状態にね、していただけるようにですね、この持ち主、現在の、それぞれの持ち主の方に、依頼をしていくとか、情報を、逆に提供してですね、お願いをしていくということ。こういう一つの、また、まず、最初の努力がいるのではないかなと思います。

ただ、私自身でもそうなんですけども、自分の住宅をですね、なかなか、人にお貸しするというのは、田舎の家というのは、特に、アパートのようなこじんまりしたものではないんで、母屋があり、納屋があり、蔵がありますね、敷地広い所で、そして、地域の、その集落の皆さんにもお世話になって、ずっと生活してきたということからですね、誰にでも、使ってくださいという形でね、出すのは、非常に躊躇される。このへんは、そういう思いはね、皆さんは、非常に大きいということはあるかなと思います。

そのために、余計、なかなか、その処理なり、その利用ができないという点にもなっているのかなというふうに理解をいたしております。以上です。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

10番（山本幹雄君） 多分、いろんな問題があるんだろうと思います。

この前、人生の楽園いうのを、ちょっと今月の初め、1日にあった時に、ちょっと見させて、私も、ちょっとだけ映らせてもろたんですけども、見ていると、目高の自治会長が、なかなか家はあっても、たまに帰ってきたりした中で、貸せないんだというのを言われてました。ああ、そういう問題もあるのかいうのを、テレビでやっておったし、今、町長が言われたことは、そういうことなんだろうと思います。

そういうことも、十分、理解はできるんですけども、ただ、やっぱり、ちょっとでも移住したいという方がおったら、そういうことに対する窓口と折衝なりを、行政が、しっかりやってもらいたいなという部分と、まあ、ある人の、話している中で、そういう、地元との、何言うんですかな、いろんな風習や文化の違いで、戸惑ったり、困ったり、問題になったりするということに対して、行政は、なかなか話しにくいでしょうと。だから、民間でやろうかなという動きがあるんですよというようなことを言われてました。

で、それなら、そういうふうにやっていただいたほうが、町政としては、ちょっと言いにくいことでも、民間の人が、だったら、はっきりこうですよとか言ったとしても問題がないというような部分もあるんで、そういう動きがあるいうんだったら、逆に、そういう

人達にね、間に入ってもらって、こういう地域、街では考えられないけど、田舎だったら、年に1回、溝掃除ありますよとか、草刈もあるんですよとか。ここの地域には、こういうことやおこなっているから、年1回、こういうことしなければいけませんし、こういうことがなかったら、村の人との付き合いというのは、難しいですよとか、そういったことを、きちっとこう、説明してくれる、行政ではない、民間で、そういうのをやりましょうかというのが、あったから、そういうのをお願いできるのであれば、やっていただけたらいいなというのを話したんですよ。

で、そういう中で、行政も、そういうNPOではないけども、団体に、協力できるということであれば、協力してもらって、一人でも来ていただけるようにしていただけたらどうかなということ。

そして、その、さっき言うた、人生の楽園があった明るく日、皆田和紙に行ってみると、結構、あの日、やっぱり明るく日、凄いですね。たくさん、あそこにも来ておるんですね。

それで、入ってきた人が、大阪の人で、移住したいんですよというて、一生懸命言うて、上まで上がってきたんですよというて、僕、上までいうて、大阪から初めて来たんやいう人だったんで、上まで上がった言うけど、目高で止まったん違うかなと思うて、車で上まで行ったんですかって聞いたら、いや、車ではよう行かなんだで、取りあえずは途中で止まって、そこから歩いたんですよというて。で、上まで、頂上まで上がって話してきたんですよというて、で、そういう人、ようさんおるんですね。

やっぱり、テレビの影響は大きいというのがあるって、結局、そういう人が、結構来るいうことは、多くの方が、関心持っておるんだなと。

で、もうちょっと、余分に言うて、9日の日も、あの頂上で、ちょっと忘年会をしたら、その時でも、9日にしても雪降っておったんですよ、あの日。雪、降ったでしょう。あれ、にもかかわらずね、街から車で上がってくるんです。僕らは、ちょっと、これ忘年会するの止めようと。下でしょう言うたんやけど、まあ、上でしょう言うから、こんなもん、上がるかな言いながらも上がったんですよけれど、街の人が、ようさん来るんですね。上がって来るんです。次々、上がって来てね。

やっぱり、相当、関心持っておるといふんか、あれ、僕らが思っておったより、やっぱり違うなと。

皆、テレビの影響があるんかどうか、分からんけど、そういうふうには、こう、移住とか考えられる人が、結構、いてるんだなというの。

ただ、どこへ行ったらええのんか、どうしたらええのんか、皆、分からへんで、困っているし、どうしたらええんだろうというのがあるんだろうと思う。

それで、さっき言うた、紙すきにおったら、一生懸命、女の方がそう言われてましたわ。来たい。移住したいんや。どうのこうのいう話されとう。まあ、どれが、ほんまに、どこまでか分からへんけども、結構、そういうのがあるんかなというのを、今、田舎暮らしとかいう本が出ておったりして、結構、皆さん、見られておるみたいだから、そういう中でね、町が、ちょっと間に入りにくいというような部分があるんだしたら、民間に、ちょっとお願いして、そういう間に折衝してもらおう。まあ、変な団体なら困るけど、きちっとしたところがやってくれるいうんだしたら、町が、お願いしてみるというんか、そこらへんの応援は、十分、可能ですかね。

まあ、町長、うなられておるんで、そうなんだろうなと思うんだけども。

議長（西岡 正君）

はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） 今、山本議員がお話しの内容については、私も、だいたい、理解は、理解というんか、状況は、把握をしております。

町内にもですね、そうして、遠くから移住していただいて、本当に、移住していただいた方は、何とか、この佐用町、地域をですね、支えたり、盛り上げていこうというね、そういう気持ちで、本当に一生懸命ですね、活動していただいている方が、いらっしゃいます。本当に、ありがたい人がいらっしゃいます。

そういう方の所に、ちょっとまた、いろいろと人が集まって来てですね、それによって、また、その輪が広がって行っている状況も、私も、それは、一緒に、いろいろと見させていただいてね、喜んでおります。

で、やはり、遠くから、何も分からない所に、ポッと来てですね、行政に相談されても、基本的に、なかなかね、確実なことが言えない。情報としては、情報の、行政の情報という形でしか、出せない部分もありますのでね、やはり、町に住んでいただいて、やはり、しっかりと、この佐用町にとけ込み、また、いろんな人との付き合いをしていただく上ではですね、そういうグループの中で、一応、付き合いをしていただいて、そういう中から、それぞれの所に、定住をしていただく、そういう段階、流れができればですね、これは、一番、しっかりと、来られた方も、安心して住んでいただけますし、受け入れる側としてもですね、そういうグループの中で、しっかりとお互いの理解をしていただいた中で、来ていただくんでね、安心して、また、お互いに来ていただけるんじゃないかなということも思っております。

その、今、お話しの、活動していただいている方もですね、そういうことを、目指していただいて、私も、お手伝いもしたいとか、こういうグループでやっていきたいというようなかたちのことをね、お話しいただいているんで、町も、それには、やっぱり、それだけ、せっかくね、一生懸命、余所から来てまでやっていただいているので、町の者がですね、逆に、一緒にやらないとですね、これは、本当に申し訳ないなという感じも持っておりますのでね、お付き合いを、これからも、いい付き合いと活動をしていかせていただきたいというふうに思っております。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

10 番（山本幹雄君） 町長から、そういう答弁いただきましたら、後、町長のほうにお任せして、何とかこういうことを、より頑張ってお願ひしたいと思ひます。

これで、質問を終わります。

議長（西岡 正君） 山本幹雄君の発言は終わりました。

これで、通告による一般質問は終了いたしました。

これにて本日の日程を終了したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。これにて本日の日程は終了いたします。

お諮りします。議事の都合により、明 19 日から 24 日まで、本会議を休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。
次の本会議は12月25日火曜日、午前9時30分より再開いたします。
それでは、本日はこれにて散会いたします。ご苦労さんでした。

午後03時11分 散会
